

第四十回 参議院商工委員会會議録第二十五号

昭和三十七年四月二十四日(火曜日)

午前十一時九分開会

委員の異動

四月二十日委員田畑金光君辞任につき、その補欠として曾根益君を議長において指名した。

四月二十三日委員曾根益君辞任につき、その補欠として田畑金光君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 赤間 文三君
細木 亨弘君
中田 吉雄君
牛田 寛君

委員

上原 正吉君
大泉 寛三君
川上 為治君
岸田 幸雄君
小林 英三君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
阿部 三郎君
近藤 信一君
吉田 法晴君
田畑 金光君

国務大臣 通商産業大臣 佐藤 榮作君
運輸大臣 齋藤 昇君
政府委員 公正取引委員 小沼 亨君
会事務局長 森 清君
通商産業 政務次官

通商産業大臣 塚本 敏夫君
通商産業省 川出 千速君
通商産業省 今井 博君
通商産業省 山保安局長 八谷 芳裕君
通商産業省 山保安局長 小田橋貞善君
常任委員 小田橋貞善君
会専門員

説明員

通商産業省 江上 龍彦君
業局参事官 磯崎 敏君
日本国有鉄 道常務理事

本日の会議に付した案件
○産業貿易及び経済計画等に関する調査
○石炭運賃に関する件
○鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○産炭地域振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
○石油業法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。
本日は、石炭運賃問題及び鉱山保安法の一部を改正する法律案の質疑を行います。そのうち、石炭関係三法案の討論採決を行ない、次いで石油業法案の質疑を行います。

○委員長(武藤常介君) この際、石油業法案の参考人について御報告いたします。

本件につきましては、前回の委員会において委員長及び理事に御一任を願ったのでございますが、協議の結果、石油鉱業連盟会長三村起一君、石油連盟副会長南郷政二君、東京電力常務取締役佐藤建三君、エネルギー懇談会委員徳永久次君の四君に御出席を願うことにいたしましたので、御了承を願います。

○委員長(武藤常介君) それでは、まず、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、石炭運賃に関する件について調査を行ないます。

質疑のある方は御発言を願います。
○阿部竹松君 お尋ねする前に、前回の委員会委員長及び各党の理事さんにお願ひしておいたわけですが、運輸大臣はお見えになつていただいておりますが、国鉄総裁がお見えになつておられ、その理由はいかなる理由ですか。

○委員長(武藤常介君) ちょっととお答えいたします。十河国鉄総裁は病氣のため欠席になつておられ、その代理として磯崎国鉄常務理事が御出席になつております。

○阿部竹松君 国鉄には、私はつきり記憶しておりませんが、副総裁という制度がございまして、総裁事故あるときには副総裁が代行しておいでになるのが当然かと思ひますが、この点はいかがですか。

○委員長(武藤常介君) ちょっとと速記をとめて。

○委員長(武藤常介君) 速記を起こして。

○阿部竹松君 御病氣であればやむを得ないわけで、これ以上お尋ねいたしません。常務理事さんがおいでになつておられるわけですが、常務理事さんの答弁する範囲内はどの程度まで御答弁願えるのでしょうか。国鉄の代表として御答弁願えるわけですか、常務理事というお立場にある方は。

○説明員(磯崎敏君) 日本国有鉄道法の第十三条によりまして、常務理事の職務権限がきまつております。第十三条の四項に「常務理事は、総裁の定めるところにより、日本国有鉄道の業務の執行について総裁及び副総裁を補佐し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行ふ。」という規定がございまして、

○阿部竹松君 それではわかりましたので、これから質問に入るわけですが、特に運輸大臣はあまり時間がないのでございまして、端的にお尋ねいたします。

第一点は、前回当委員会でも論議されました石炭に關係ある二法案の論議の際に、たまたま国鉄運賃の問題が生まれて、現在御承知のとおり、石炭が三年前から千二百円のコストダウンと、それから五千五百万トンの出炭量、このあたり幾つかの規制があるわけですが、その中で、千二百円コストダウンする計画を立てた当時は、昨年の国鉄運賃の上昇ということは全然考慮に入

れておらなかった。しかし、そういう問題が出て、運賃の値上がりで決定いたしましたので、まあ幾つかの、国鉄あるいは業者、その上に關係會議の決定が何かよくわかりませんが、決定に基づいて一部運賃の延納というふうな幾つかの方法をとっているようでございしますが、特に一昨日の委員会でも論議したことは、運賃の私鉄から国鉄を通過する場合の通算制、運賃の精算の場合の通算制と併算制との二つの制度がとられておられるわけですが、何のために通算制と併算制の二つの方法を国鉄当局ではおとりになつておるか、こういうことなんです。お尋ねの要旨は、私どもに言わせれば、国鉄は公共企業体であるから通算制がいいか悪いか、併算制がいいか悪いか別問題として、私鉄、国鉄の連携というものは、勘定の方法は一つの方法でなければいかぬ、何のために二様の方式をとっているかという点をお尋ねしたいわけですが。

○国務大臣(斎藤昇君) 通算制と併算制の両方存在しておることにつきましては、私の答弁不十分であれば、磯崎理事からお答えをしたいと思います。私には国鉄、私鉄両方の關係の立場にあつて申し上げたいと思ひますが、国鉄、私鉄それぞれ運賃制度を持つてやっているとあります。そこで、国鉄と私鉄、あるいは私鉄相互の間において一貫輸送に持つていく場合に、通算制をとるか、あるいは併算制をとるかというところは、それぞれの企業体の話し合

いによってやうていくというのが今日の現状でございます。これは企業体がそれぞれ違うわけでありまして、したがって、一貫輸送をやるということ、これは運輸の便を得るわけでありまして、運輸当局といたしましては、そういう可能性のあるところは、できるだけ一貫輸送に持っていくようにいたして、そういうことをとっておりますが、しかし、運賃精算の場合、通算制にするか併算制にするかというところは、それぞれ企業体の考え方があるわけで、いわゆる併算制によつて荷物は非常にふえる、あるいは乗客がふえるような場合は併算制をとるでございまして、また通算制をとるでございまして、通算制をとつてもそういう見込みがないようなところは、おそらく併算制をやっているのではなからうか、私はさうに思っているわけですが。

○阿部竹松君 運輸大臣はお忙しいようですが、運輸大臣に集中してお尋ねして、そのあと国鉄の常務にお尋ねします。そうしますと、運輸大臣のお答えでわかりましたが、企業体と国鉄当局と話し合ひで通算制なり併算制をやっているのですが、したがって、一つの企業体は併算制、一つの企業体は通算制ということはあるわけですが、しかし全部の企業が併算制にしてくれと言つた場合には、そのとおりに国鉄当局でやってくれるわけですね。そういうことに御答弁を解釈してよろしうございませうか。

○国務大臣(斎藤昇君) 両方の意見が一致すればそのとおりになつて参ると、こう了解いたします。

○阿部竹松君 両方の意見が一致すれば、

ばということが納得いかぬのです。一つの私鉄はすでに併算制を施行してあるわけですが、もう一つのほうは通算制をすでにやっているわけですが、ですから、端的に申し上げると、通算制のほうは、併算制よりもこれは總体的に運賃が安くなるわけですね。ですから全部通算制にしてくれんかというのが、たまたま北海道に私ども、自民党の川上委員も同行されておたつたわけですが、そのとき強い要望を受けた。ですから一方の私鉄がすでにやっているものであるから、もう一方もやつて下さいと言つた場合には、あなたのほうではよろしいということになるのでしょね、こういうことなんですか。

○国務大臣(斎藤昇君) 一方の私鉄が通算制をやつてくれというのを国鉄に申し出た場合に、運輸省はどうかと、こういうお尋ねでございますが、その場合に、国鉄もそれに賛成すれば、通算制が実施できる、こういうふうに考えております。

○阿部竹松君 そうすると、運輸大臣の管轄でなくて国鉄の問題だと、こういうことですね。

○国務大臣(斎藤昇君) さうでございます。

○阿部竹松君 それでは運輸大臣忙しいでしよから、私お尋ねすることはよろしうございませう。

次に、国鉄の常務の方にお尋ねいたしますが、今お尋ねしましたその件は、昨年閣議で決定を見ておるわけですね。それを何であなたのほうでは実行しないか。その理由を承りたいわけでありませう。

○説明員(磯崎頼君) この件につきましては、過般の当委員会でも営業局長か

ら一応いきさつを御説明いたしたと思ひます。ただ事柄が多少事務的なことになつて恐縮でございますが、いささか詳しく御説明申し上げます。

ただいま先生の御質問の、通算と併算の問題でございますが、これについてはいろいろ諸外国におきましても議論がございまして、さうして日本の私鉄と国鉄におきましては原則として全部併算制でございます。極端に申しますれば、たとえば旅客運賃につきましては全部併算でございます。たとえば小田急の経営から東京駅まで切符をお買ひになれば、新宿までの小田急の運賃、新宿―東京間の国鉄の運賃を合わせたものでございまして、これがいわゆる併算でございます。

貨物運賃につきましても、明治何年以來ずっと併算でやつており、その後戦争中にたいへん事務が複雑になりましたので、それを通算制になおしたのが、終戦後またもと原則に戻さうということになつたのでございまして。その際に数社におきましては、併算にして自分のところの運賃収入はふえるが、しかしそれによつて貨物が減る。大きいから通算のままに残しておこうじゃないか、こういう若干のあれがあったのでございまして。たとえば三井の夕張などはそのときから通算になつております。すなわち戦争中の通算制をそのまま残したというのが数社ございまして。その後御承知のとおりトラツクが非常に進出して参りまして、私鉄の貨物と申しますのは、大体八〇%までが私鉄から国鉄に來る貨物であります。したがって、私鉄と国鉄と通算したほうが私鉄としては貨物が多く

なるという意味で、現在約三千社が通算制、三千社が併算のままでございまして。そういう現状でございますが、その後今日まで至つておるわけでございますが、ただいまお説のとおり、通算と併算のいずれにするかは、私鉄と私のほうの意思の合致によつて、これをやるということになつております。当事者同士の物理的な車の直通は当然いたしておりますが、運賃計算につきましては、それと別な方法が考えられております。その後、昨年の運賃値上げの後に、御承知のとおり、先ほど先生のおっしゃつたように、七月だったと記憶いたしますが、閣議決定がございまして、いわゆる石炭運賃の延納をすることになつたわけでございます。それについていろいろ具体的な問題もございまして、延納いたしましたので、すでに今日ではほとんど大部分のものは延納いたしました。その後、昨年の暮れになりました、その延納についてのいろいろな事務的な問題、さらに同時に石炭運賃について今の併算というものを通算に措置するようにしろという閣議決定がございまして、先ほどから申しましたように、通算と併算の問題はきわめて事務的にむずかしい問題でございます。しかしこれによりまして私のほうの運賃の減収は、もし石炭運賃だけ通算いたしましたとしても、約三億前後の減収がございまして、私鉄と合わせますれば約四億の減収でございます。したがって、私どももいたしましては、その減収をどう補てんするかというところは当然考えなければならぬ問題だと思ひますし、一方、すでに私ども国鉄とい

たしましては、石炭運賃の延納問題に

よりまして、一応運賃値上げと先ほど先生のお話の石炭価格の問題との関係は済んだというふうな考えをしております。ところが十二月になつて参りました、これは私のほうにとりまして財政上の問題でもございまして、さういふ方面も検討し、また通産省御当局に對しては、何らかの補てんと申しますか、何らかの国家において御負担をお願いしたいというお願いをいたしておつたわけでございます。私どももいたしましては、当然十二月の初旬に閣議決定がございまして、本国会中に予算措置あるいは法律措置等がとられるものと思つておりましたが、今日まで私案閣にして何つておりませんが、さういふことについて通産省御当局の、私鉄の問題は一応所管外、国鉄の問題について、国鉄の損失についてどう考へるかということについて、いろいろ通産省御当局の御意見も伺つております。

さういふ問題と、事務的に、先ほど申しました延納の問題と、この通算、併算の問題とひとつからんでおります。すなわち複雑な問題でございますが、非常に複雑な問題でございます。発駅におきまして延納事務をいたします場合には、それは政府からの命令によつて延納いたしますが、私鉄は必ずしも延納する義務がございませぬ。それが十二月になりました、運輸省の行政指導がございまして、それでは私鉄も延納しようということになりまして、さうして――これはたいへんこまかいことで恐縮でございますが、貨車一車々々の、通知書と申しますすが、通知書によりまして国鉄が幾ら、

○説明員（磯崎勲君） できないこととおっしゃいますのは、どういう意味でございますかよくわかりませんが、不可能なという意味ではございません。しかし影響が非常に大きい。しかも数億というものであって、国鉄が数億減収いたします際に、数億減収いたしますも、私のほうの経費は減らないわけでございます。すなわち、まるまる運賃収入がそれだけ減るといふふうに御了解願いたいと思います。すなわち普通ならば、たとえば輸送量が減って減

併算が建前であり、併算とすべきものである、こういう御決定が出ているわけであります。そういう御決定が出ているにかかわらず、今後通算をふやせという問題でございますので、その調査会の決定との問題もいろいろございします。そういう理論上の問題もございまして、私どもといたしましては、そういう面を十分究明いたしまして、そうして一方現場における事務を進めていく、こういうことになると思っております。したがって先生の御質問の、不可

です。東海道を走る流線型も北海道の稚内のぼろぼろ列車の運賃も同じ運賃を取るでしょう、一キロ幾らと。そういうことをやっておきながら、片方では三億の赤字だからといって、一つ一つの制度をなくさぬで、そちらのほうははやくと幾らかコストの安い運賃でもって運んであげるといふことは、公共企業体としておかしいのじゃないですか。確かに三億円の赤字で、これは苦しいでしょう。しかし苦しくても一方ではみてやって、片方はみておら

れておるのです。これは地方鉄道法によつて許されておるやり方です。したがいまして、たとえば同じ私鉄で、片方が、同じように十キロ私鉄に乗つて国鉄に参りましても、運賃が違ふ場合があるわけです。したがいまして、ただいまおつしやいましたような例につきますしては、同じような私鉄で、同じような距離を利用しても、運賃の違う場合があるということです。さらに旅客運賃の問題でございます。さらに旅客運賃ならば、私鉄運賃が違ふので、当然

以外のものは、貨物運賃というものは差別待遇をしてはいかぬということににげ解されるのですが、ところがこの閣議決定は石炭だけを通算しよう、こういう閣議決定でございしますので、そういたしますと、それでは石炭と石炭以外の荷主、たとえば石炭が山元から室蘭に送りますと石炭、私ども五級と申します五級の貨物運賃、逆に室蘭から山元へ送りますと五級の貨物運賃が違ふということとは、これは理論的に私は非常におかしいと思います。すなわち石炭の

場合だけ運賃が安くて、同じ等級で同じ距離を運んでも同じ鉄道を利用して運賃が違ふという事は、これは運賃法の原則に反すると、私はそういうふうには考えております。しかしこれはそうではないといふことについていろいろ議論があると思ひますけれども、結局、私どももいたしましては、もし石炭だけを運賃にいたしますれば、結局運賃法の建前から申して石炭以外についても通算すべきものだといふふうに考えます。そうすると、先ほどの三億と申しましたものは、全私鉄の全通算といふことにすれば約十億になります。したがって私どももいたしましては決して怪々な金ではないし、そういう意味で、そこまでこの閣議決定は理論的にお詰めになつてきたものかどうかといふことにつきましても、いろいろ伺つておられますけれども、石炭だけやるのか、石炭以外についてもやるのか、そういうことについて何と申しますか、御補償を願えるかといふことについて御検討ができていないといふふうに伺つております。しかし通産省においてもいろいろ検討されておるようでありまして、今後十分御相談いたしまして、私どももいたしましては善処いたしたい、このように考えております。

○阿部竹松君 私がいぜんから申し上げておることは、石炭関係二法案に基づいて問題が出発したのですから、石炭に限定して閣議決定を云々言つてゐるわけですか。あなたのおっしゃる三十社は併算制で、三十社は通算制だといふ、国内全部のことから言つてゐるわけではない。しかし今聞いてびっくりしたのは、閣議決定を少なくとも総裁、副総裁に次ぐ国鉄常務理事であるあなたが閣議決定を承けておられたといふことは、これは初めてわかつたが、そういうことは石炭だけやるのか、全部やるのかどうかからいへば、今の御答弁ですね。そうであつては、とても私がここであなたにお尋ねしても閣議決定を知らないのですから、これは大へんな問題だと思ふのですがね。六カ月もたつて閣議決定を知らぬ、国鉄首脳部の——課長とか部長ならいざ知らず、ほんとうに知らないわけですか、あなた。

○説明員(磯崎親君) 三十六年十二月九日付の閣議決定をここに持つております。この閣議決定は運輸省から正式にいただいております。しかしそれはあくまでも件名が「石炭運賃の軽減対策について」という件名でございます。石炭運賃以外についてどういふような措置をしろといふことにこの閣議決定はきまつておりません。したがって私にしましては、閣議決定を知らぬとおっしゃいましたが、この閣議決定は手元に持つてゐるので十分知つております。しかしながら、石炭運賃以外についてどうすべきかといふことについて閣議決定は指示がございませんといふ、そういう意味で申し上げたのであります。

○阿部竹松君 速記録が出たら速記録を読んでごらん下さい。あなたの答弁はまちまちです。これはてんでんばらばらで、悪くてもよくても一本化した答弁でなければ困るのです。したがって私は石炭に限定してさいぜんからお尋ねしてゐるのだが、そこで当局としては一体どうするか、これを延納の問題ができて、手続上なかなか複雑になつてきたので仕事はふえた面もありました。しかし閣議決定してからは、あなたのように理論的にこれはおかしいのだといふお考えなら別問題ですが、しかし少なくとも閣議決定を守つてもらなければならぬという立場に立つならば、何とか処置しなければならぬ。一方の鉄道の運賃は安く、一方の鉄道の運賃が高いといふやうなことは、公共企業体としてとるべきではないのです。これはあなたもおわかりと思ひますが、なんでしよう、そうすると、公共企業体であるからやむを得ず公平に取り扱わなければならぬ。国鉄が閣議決定までみてゐるのだから、すでにそれが半年過ぎてしまつたのですが、これを実施に移して参らなければならぬ、こういう点についてはいかがですか。

○説明員(磯崎親君) 同じことを繰り返して恐縮でございますが、公共企業体といつたしましては、先ほど申しましたとおり、運賃法と国有鉄道法の制約下にあるわけでありまして、したがって、私どももいたしましては、閣議決定がございまして、もちろんその閣議決定を法律の範囲内で実施するのが私どもの義務だと考えております。したがって、もし閣議決定を実施した際に、たとえば硫化鉱なら硫化鉱といふものについて、これを通算しろといふお話があつた場合に、どうして石炭だけ通算して硫化鉱を通算しないのかといふやうな問題、あるいは農林物資についても、リンゴならリンゴをどうしても通算しろといふお話があつた場合に、結局、石炭だけの問題

にとどまらず、理論的にもそうであつてはおかしいといふ私どもの意見でございます。私どもは意見を申し上げる自由は持ちませんが、そういう立場でございますので、私どももいたしましては、これがどこまで通算制を拡張しようかといふことが、今後広がっていくかといふことについて、政府のはつきりとお見通しをいただかなければ非常に困るというので、いろいろ通産省あるいは運輸省にお願ひしておるわけですが、大体そういうことについて、運輸省その他当局、石炭だけやるという御意見もございまして、逆に、石炭以外について、こういうことが別問題だといふことがはつきりいたしますれば、これはそれとして、法律の解釈でございますので、私ども法律を解釈する自由を持ちません。したがって、法律解釈どおりといふことになると思ひます。したがって私どももいたしましては、その理論的な問題と、現実に国鉄に対する、国鉄と申しますか、私鉄も含めて、鉄道の収入減の問題の補てんの対策、さらに現場にこの事務を徹底いたします事務的な問題、この三つの問題を控えて、最後の問題は私どもだけの問題でございますが、初めの二つの問題は、運輸省、通産省の御意向を伺わなければ、私どもだけでは措置できないといふふうに考えております。

○阿部竹松君 斎藤運輸大臣が、あなた聞かれておるとおりで、これは国鉄のきめることで運輸大臣関係ありませんと答弁してゐる。あなたの答弁は、運輸省、通産省とも——大臣の答弁と食い違ふ。それからもう一つ、あなたのお話を承つておると、閣議決定を守りますか

という質問に対しては、法律の範囲内で守ります、こういうきわめて余韻のある言葉なんです。それからまた、御答弁を照つて承つておると、閣議の明確な指示がなければならぬといふことは初めははつきり申しておられたわけですが、照つて聞いておられますと、つまり三億あるいは十億と称せられておる赤字を裏づけしてくればよいというふうにもとれる御答弁なんです。あなたの方で閣議決定をやるかやらぬか、こういうことをお尋ねするのと、もう一つは、法律の範囲内といふことですから、どこまでが法律の範囲内、どこまでが閣議決定が法律の範囲外ですか。

○説明員(磯崎親君) 先ほど大臣がおっしゃいましたのは、通算制にするか併算制にするかにつきましては、両方の運送業者が意見が合致しなければできないといふ意味でおっしゃつたわけでありまして、したがって、これは大臣の、何と申しますか、おきめになることとでなしに、両方の運送業者の意見の合致があつて、初めて通算制にするか併算制にするかといふことになるわけでありまして、そういう意味で、大臣の申し上げたことと私の申し上げたことと食い違つておらぬと思ひます。あるいは申し上げ方が不十分であつたかもしれません。

それから、閣議決定と法律の問題、これは私どももいろいろと申し上げることでございせんが、あくまでも、たとえば運賃に関することは、私どももいたしましては、昭和二十三年の運賃法によつてなされるべき、運賃といふのはきめられるものであり、運賃法の範囲内において初めて閣議決定も有効

である、こういうふうに考えております。

○鋼本亭弘君 ちよつと、私承つておると、運賃は貨物の等級によつて差別待遇してはいけない。そうするということに、石炭だけ通算制をするのは理論上おかしいという。しかし、同じ石炭の中で通算制と併算制をやっているところがあるという、現実に石炭にすでに差別待遇している、石炭だけについて。線路によつて同じ国鉄で差別待遇しているという、すでに国鉄は法律違反をやっているということになるのじゃないですか。いま一つは、国鉄とそれから私鉄との間の契約によつて通算制でも併算制でもできる、こうおっしゃったが、法律に差別待遇してはならぬという大前提があるなら、そういう自由裁量の権限がない。通算制にするか、併算制にするか、差別がつかないようなことを国鉄がとるように国鉄は法律で縛られておるのじゃないか。ある線について通算制をやつて、ある線は併算制をやつておるということになると、運賃そのものは同じもので、現に差別待遇が行なわれて法律違反をやつておることに私はどうもなるような御答弁のように承つたのですが。

○説明員(磯崎君) その点は私の御説明が不十分だったので、そういうふうにお聞きとりになつたかも知れませんが、国鉄といふことは、国鉄線内における輸送につきましては、貨物等級並びに距離によりまして、これは差別待遇はできません。したがうて、たとえ一級から十級までございしますが、各等級にきめられました運賃以上の運賃をとることもできませんし、それ以下の運賃をとることができません。それから私鉄との連絡の場合、私鉄と国鉄の両方の意思の合致が必要でございします。したがつて、この私鉄は通算制をとる、この私鉄は併算制をとるということ、両方の意思が合致した場合にできることでございします。これは運賃法第九条に、適用の細目については国鉄總裁がきめるということが書いてございします。したがうて、たとえば、さつき例で申し上げましたように、同じ私鉄でも、たとえば私鉄が十キロで国鉄が十キロの場合にも運賃が違ふ場合がたゞございします。すなわちその場合には、私鉄が十キロという、物理的にAからBまでの距離が十キロという場合に、営業キロと申しまして十五キロに計算し、二十キロに計算するということが許されておられます。それは、運輸大臣の認可があれば、貨物の営業キロを設定することができるといふことになつております。したがうて、そういう場合に、同じ私鉄十キロ、国鉄十キロでも、同じ距離で、しかも同じ等級で運賃が違ふということが現実にあるわけでございます。それは法律の許容する範囲内でございます。しかしながら、同じ一つの私鉄と国鉄とまたがつた場合につきましては、これは同じ運賃でございします。すなわち、石炭なるがゆえに安いとか、石炭なるがゆえに高いというものでなしに、貨物等級表の第五級の運賃を距離によつていたゞくということになつておられます。私鉄、国鉄双方比べて下さいますれば、当然違ふこともあるのでございします。ある私鉄と国鉄といふ場合、これは同じ一本の運賃、一つの運賃制度のもとに

やつておりますが、私鉄が違ひますれば、運賃及び運賃制度が違ふということ、これは、私鉄のほうは地方鉄道法によつて許されておりますので、国鉄と私鉄の場合には当然運賃が違つてくる、こういうことになりまして。

○鋼本亭弘君 どうもその説明がわからぬのですが、同じ線路になつていて、その線路を走るときに、相手が違ふと運賃が違つてもいい、こういうことですか。

○説明員(磯崎君) その点は国鉄の場合には、いわゆる距離比例制でなしに遠距離運賃減制という運賃をとつております。したがうて、初めの十キロ、たとえば百キロ輸送の場合の運賃を例にとつてみますと、初めの十キロと最後の十キロは運賃が全然違ひます。そういうことは許されておるわけでありまして。

○鋼本亭弘君 僕はそういうことを言つてゐるのじゃないので、同じ遠距離運賃減制の法則そのものが差別待遇してゐるのじゃないですか。

○説明員(磯崎君) それは全く差別待遇いたしておられません。遠距離運賃減法の法則は貨率表によつて違つておるわけでありまして。その表をそのまま適用しておるわけでありまして。

○阿部竹松君 閣議決定が理論的におかしいという人とかは議論しても始まりませんが、とにかく同じ北海道、これは例がたゞさんあるのですが、声別の鉄道は通算制、美瑛の鉄道は併算制といふことをあなたのほうでやりは別別のようにして下さうといふことであるんです。私も参議院の当委員会

の調査団として行ったとき十分話を承りました。なるほど私も、同じ石炭で、これを一方の私鉄は併算制、一方の国鉄は通算制といふこと、これはおかしい。閣議の決定もあることであるから、これは中央に行つて委員会に報告して、ひとつ努力いたしましよという話は、いろいろと御意見を承る中でしてきつたわけですが、あなたのように閣議決定が理論的におかしい、こういう人といくら話してもどうにもなりませんから、しかるべく委員会であるいはもとと責任ある方にお尋ねしてみたいので、国鉄の常務のお答えではどうも満足できませんので、私は常務に対する質問は打ち切ります。

○川上為治君 私はこの前国鉄あるいは運輸省に對して質問をしたのですが、きよも一べん御質問したのですが、十二月の初めの閣議決定で、通算制の問題についてははっきり決定をしておるわけですね。先ほどからいろいろ答弁のあつたそういう問題については、たとえばこれは法律的に見てあるいは理論的に見ておかしいかどうか、おかしくないかという問題か、あるいはその国鉄の非常な損失が起る補償の問題とか、そういうような問題については、これは十分討論した上で、私は閣議決定があつたと思つたのです。また閣議決定といふのは、そういうことをやつて初めて閣議決定されるべきものだと思つたのです。ところがそれ以来、半年近くたって全然正されてない、私はその点に非常におかしい点があるんじゃないかと思つたのです。いやしくも閣議決定といふことは、それ以前に事務当局間なりでい

ろいろ検討して、それで話がなかなかまとまらぬ、理論的にどつちが正しいかといふことについてもまとまらぬ、そういうような場合において、閣議において最高の方針として決定を私は見るとも思ふのです。だからいやしくも閣議決定があつたならば、その方針に従つて国鉄当局はそれに対して実行するようにならざる努力をすべきだと思ふのです。ところが今まで話を聞いてみますと、理論的にもおかしい。また損失補償の問題もある、こういう閣議決定以前のいろいろな話をしておるのですが、その点が私はどうしても納得できない、非常におかしいのです。いやしくも閣議決定した、これは私は当然実行に移していくべきものだと思ふのですが、あなたのおっしゃることは、閣議決定前の話をされておるのであつて、あなたのようなそういう意見もあつたと思ふのです。あるいは別の意見もあつたと思ふのです。理論的にはおかしくない、法律上当然許容されてゐるものだ、それから石炭対策として特別に、ほかのいろいろなやつを認めるのではなくて、石炭だけ認めるのだ、こういう議論があつて、それでいろいろ話がまとまらぬものだから、じゃ、最高の閣議決定でこれはきめようといふことになつて、運輸大臣も、あなたの方の感服されてゐる運輸大臣もちゃんと出て、そうして了承してゐるんじゃないかと思ふ。それを今ごろ、いや、理論的におかしい、それは法律上おかしい、だから閣議決定は非常におかしいのだというやうなことをおっしゃるということ、は、どうも非常に私はおかしいことだと思ふのです。おかしいことだとな

たはお考えになりませんか。

○説明員(磯崎敬吾) 私は先ほど阿部先生にお答えいたしましたように、この点については、理論的な問題と国鉄の財政的な問題と、現場に対する事務の浸透の問題と、おおむね三つに分けて検討することができると思っています。

第一の理論的な問題は、先ほど来、るの申し上げましたとおり、私としては長年運賃をやっておりますが、理論的に何かという議論を持つております。しかしながら、これは先ほど来申しましたとおり、法律の最終的解釈は私でもございせん。政府でございせんので、政府が理論的にい、しかもよその物資に波及させないからいいんだ、さらによその物資からそういう要請があつてもかまわない、こういう法律的な解釈が現行の運賃法上できるならば、それはけっこうだと思ひます。第一の問題はこれは先ほど来申しましたとおり、法律問題は国鉄の関与できる問題ではございせん。これは政府、国会の御解釈によるものが当然だと思ひます。

第二の問題につきましては、川上先生のおっしゃるとおり、閣議決定前の問題です。閣議決定前の問題として、この問題につきましては、七月の延納問題におきまして、非常に議論した点でございます。延納につきましては利息を付さないというのを前提にいたしました。とにかく三年間棚上げという、年間約十三億、合計、累積して約四十億の棚上げを約束いたしました。しかしながら、私どももいたしましては、その分は返していただきたというものでございまして、返すことにつましましていふん議論いたしました結果、

果、まあ担保あるいは補償につきましても、相当何べんも論議いたし、そして最後にさらに二度目の閣議決定として、初めて担保について確実な話ができたわけでありまして、御承知のとおりそれまではほとんど実施できなかったような段階でございまして、そういうふうな財政上の問題につきましても、私どもも申しましたとおり、重大な問題でございまして、ただいま先生のおっしゃったとおり、閣議決定前に当然のことは解決するべきであり、また当然通産省としても国鉄に対して、こういうようなことをする方針だということを示明されてしかるべき問題であつたと思ひます。不幸にして私どもはまたその話を承つておりません。私どもは十二月閣議決定になりましたので、当然先ほど申し上げましたように、今国会に法律のないし予算的措置ができる、しかも法律的措置につきましては、延納についての合理化事業団の法律改正はたしか提案なすつたといふふうな承つておりますが、それを片方の延納はすでに提案なすつてい、

る、そうして国鉄の損失については何らお話がない、あるいは将来のお話として考えられるのかもしれませんが、今のところ私どももいたしまして、通産省の事務当局に何つてもあまり明確なお答えがいただけない。まさに先生のおっしゃいましたとおり、これは閣議決定前の問題でございまして、私どももいたしましては、その問題全部について閣議決定はいかぬというのでは、第二の点については私は閣議決定を非難いたす理由を持ちませんが、当然通算制に改めるように措置するといふふうに閣議決定になっております。私

どもも措置する以上、閣議決定前の問題も当然何らかの形で私は解決されるべき問題だといふふうに考えております。

さらに第三の問題につきましては、これは先ほど来申しましたとおり、私どもの現場も御承知のとおり、状況で、非常にごたごたいたしてございす。やつと延納についての問題だけが解決いたしました、今後この通算をい、たします場合に、いろいろ規程の改正その他をいたしますが、それについて、これは先ほど来申しましたとおり国鉄だけの問題で、これはもしやるとい、たしますれば極力誠意をもつてやりた、い、こういうふうな考えております。

○川上為治君 私は、もう閣議決定しているのですから、その方針を執行してそれで損失補償の問題が起れば、それは別個の問題として閣議に要求するなり、政府に要求するなりして、そうして跡始末をつけるべきじゃないかと思ひます。すでに閣議はちゃんと実施するといふことになっているのですから、それを実施したのちに、そういうわけで問題が残つてゐるのだつたら、政府にあなたのほうから要求して、そうして補償措置をとつてもらつたらいいんじゃないかと思ひます。それをやらないうで、そうして閣議決定の方針も実行しないといふのは、しかも半年もたつて、そうしてそのままだつちつかしてあるといふようなこととじゃ、これは何のために閣議決定をしたのか、何のために石炭対策を立てたのか、さっぱり私はわからぬといふことになつてくると思ひます。そういうようなことをされるから石炭対策とい

うものは円滑にいかないと私は思ふのです。でありますから、補償の問題があれば、その問題は実施したあと、今でも一生懸命政府と折衝して、そうしてきめてもらへばいい。

○説明員(磯崎敬吾) その点閣議決定の第二項、十二月九日の閣議決定の第二項に「石炭運賃に係る通算制の採用」と書いてございまして、私はこれは国鉄が措置することと同時に、先ほど先生のおっしゃつた閣議決定前の問題についても当然適当に措置せられるべき問題だといふふうに了解しております。したがうして、私どもが半年日を無にしたといつておしかりを授けました、やはり私どももいたしましては、その損失補てんについての何らかの見通しその他が当然立てられべきだといふふうに考えている次第であります。

○川上為治君 私もこれ以上聞きませぬが、これはもう半年たつてゐるので、その間何べん政府と折衝し、ど、ういふ相談が今までされてゐるのか、私は詳しい話を聞きたいと思ひます。これはもうあえてきようは聞きませんけれども、私はいやしくもその閣議決定の方針については、やつぱりこれは実行し、補償の問題が起ればあ、とで解決するといふことはいんじやないか、こういうふうな考えです。

○小林英三君 今の阿部君の御質問の経過、それから川上君の今おっしゃつたことから考えましても、私は当然だと思ふのです。今の常務のおっしゃることは補償が云々とか、まだしてもしやないとか、運賃関係の延納が云々とかいふ話もありますけれども、政

府が閣議決定して、しかも運輸大臣が参加して、その前には次官會議があるのです。すべての問題を検討して、もし決定したならば、それは補償とか、そういう問題はどんなことが書いてありましても、必ずしも、やるやらの問題じゃない、閣議決定した以上は、すでに通算制になくちやならぬの、だ、その政府が決定したものはまずその体制に変更して行く、そうしてそのあなたの方のほうの補償とか何とかいう問題は、政府に迫れば政府は実行するでしよう。それをやるまではこいつはやらぬぞというふうな格好を半年もするといふことは、これはどうも私ども常識では判断できないことだと思ひますが、どうですか。

○説明員(磯崎敬吾) やるまではやらぬかといふようなたいへんきつこいおしかりを受けました、私どもの考えでは、先ほど申しましたように、閣議決定されます前に、いろいろ事務的な折衝がございまして、その事務的な折衝がそのまま閣議決定になつたといふことについて、私も少し問題がございまして、これは先生がおっしゃつたとおり、閣議決定されたことは事実でございまして、しかしながら「通算制に改めるよう措置する」といふふうに書いてあることは、当然私はその補償の問題その他も含めて措置するといふふうに考えるべきだ、国鉄が措置しろといふふうに書いてございせん。とにかく閣議決定として、政府全体として通算制に措置するといふふうにお書きになつた以上、やはり国鉄の赤字になつてゐるこの何億の損失について、何らかの政府として考えを持っているといふこと

が、少なくとも方針的にも明示されて
しかるべきだというふうに考えており
ます。

○小林英三君 おかしいですよ、常務
のおっしゃることは。あなたの今おっ
しゃることは国鉄總裁も同じ意見です
か。そういつをまくるような考え方
は——それをはっきり具体的にやるま
ではこれはやらぬというその態度はけ
しからぬじゃないですか。

○説明員(磯崎重吉) やるまではやら
ぬということよりも、通産省としてな
かなか話が通まない、当然今度の国会
で私どもとしては何らかの措置がして
いただけたらと思っておった、その後全
然そういう措置がないということにな
つては、私どもとしては非常に困つ
ているわけです。したがって、先ほど
申しましたとおり、第三の事務的な問
題については、これは十二月九日の閣
議決定は、先生御承知のとおり通算制
だけの閣議決定ではございません。五
項目、大きな項目が三項目ございま
す。その第一項目がうちの国鉄運賃自
体の十三億の対策でございます。これ
はすでに全部完了いたしております。

先ほど申しました私鉄との通算制、併
算制の問題だけではなしに、ことに連
絡運輸についての、ないし私鉄との運
賃についての延納というところは、これ
は非常に事務的にむずかしい困難なこ
とでございます。しかし、これもとに
かくやらせました。そして先生のおつ
しゃったとおり、何もしてないとい
うことをおっしゃられますと、非常に
私どもとしても心苦しいのであります
が、この閣議決定は、通算制、併算制
だけの閣議決定ではございません。大
部分が国鉄運賃の延納対策といったし

して(1)から(5)までございます。その次
に石炭運賃の通算制ということに触れ
ておりまして、この閣議決定を実施し
なかつたわけではございません。十分
今までできるだけの能力を発揮いたし
まして実施してきたわけではございま
す。

○小林英三君 先ほど運輸大臣は、国
鉄と私鉄との間に協議が合致すれば通
算制にも併算制にもできるのだという
ことを言っておりましたね。それから
閣議決定では石炭運賃に関しては通算
制にしろと、可及的すみやかに通算制
にしろと、こういうことが項目にはつ
きりあるでしょう。しかも、それが直
ちにやるとか、補償をやるとかやらぬ
とか——補償はやるというところは言
つてあるでしょう。そうしたら、まずそ
の問題をあなたのほうで実行に移すべ
きではないですか。

○説明員(磯崎重吉) ただいま先生の
おっしゃった補償をやるといふことは
正確に承つておらないわけではござい
ます。

○小林英三君 それでは、補償をして
くれなければ、いつまでも何年でもこ
のままにしておくと意味ですか。

○説明員(磯崎重吉) 先ほど申しまし
たとおり、十二月九日の閣議決定は、
この問題だけではございませんで、
徐々に逐次やれるものはやっております
。しかしこの通算制、併算制の問題
は、やはり通産省に對しては、補
償の問題を何とかしてほしいというこ
とを私どもは強く要望し、閣議決定前
から、もしこういふことをやるなら、
まず私どもはこの補償をしてもらな
ければ困るというところを申し上げ
ております。しかしながら、閣議決定

前後におきまして、このことについて
こういう方針でやってやろうというお
話は、これは正式には何ら承つており
ませんし、法律的にも措置がされな
かつたことも、すでに本国会でも事実
でございます。しかしながら私どもと
いたしましては、極力通産省に對しま
して早く具体的なやり方をきめてもら
いたい、こういうふうな考えておりま
す。したがって、両天びんにかけるよ
うなことではなしに、私どもはやるこ
とはやる、しかし石炭当局もやるべき
ことはやってもらう、こういうふう
にしております。

○小林英三君 どうも常務のおっしゃ
ることを聞いていますとおかしいです
よ。それは補償の問題については、あ
なたのほうで通産省といふ折衝さ
れていることも事実でしょう、また、
通産省のほうでも考えているでしょ
う。しかし、それができないから、で
きるまでは、いわゆる通算制の問題は
どこまでも実施しないといふことは、
その態度はおかしいじゃないですか。
国鉄と政府の関係からいって、閣議で
決定している問題を……

○説明員(磯崎重吉) 私は先ほどから
実施しないといふことは一べんも申し
上げておりません。現に先ほどから申
し上げておりました、すでに今までの
いろいろな問題について相当具体的に実
施いたしております。この膨大な閣議
決定を即期実施することはなかなか事
務的にむずかしい問題です。したがつ
て、やるものからどんどんやってい
くのです。先生は実施しないとおつ
しゃいます、現に閣議決定の二項目
から——(1)から(5)までごく最近実施済
みでございます。したがって、私

どもといたしましては、十二月九日の
石炭対策について何ら国鉄はやってな
いではないかというおしかりを受けま
したが、現に私どもといたしましては、
今まで、きよりの時点においてはやる
だけのことはやっております。
今後残っているこの問題についてはで
きるだけ早くやる、しかし、同時に通
産省としても、この問題については積
極的な意図を持って考えてくれぬと困
る、こういうことを申し上げているの
でございます。

○小林英三君 そうすると、あなたの
いろいろの答弁の中に考えられること
もありませんが、要するに五項目があつ
た、それらの問題は国鉄としてはやつ
ていると、しかし通算制にするという
問題については、今日までひまがか
かつたけれども、いろいろなものもろ
の解決をしておたからおくれたん
だ、これからすぐやるんだ、こういう
ことなんですか。あるいは補償の問題
はつきりきまるまでいつまでもやら
ぬ、どつちなんですか、やらぬです
か。

○説明員(磯崎重吉) 私どもといたし
ましては、先ほど申し上げましたよう
に、閣議決定には三つの問題が含んで
いると申し上げましたが、第三の点の
問題は、とにかくこれからやる問題は
やる、しかしながら、同時に閣議決定
を措置するといふことは、通産省にお
いてもこの閣議決定にしばらくはもの
だと考えます。この閣議決定によつ
て、国鉄だけが実行しなければならぬ
のではなしに、通産省も措置する、そ
の内容として、その問題を当然私は解
決すべきものと考えます。したがつ
て、先生のおっしゃったとおり、そ

らがやらなければこちらはやらぬと、
そういうふうには私どもは毛頭考えておりま
せん。すでに何べんも申し上げますとお
り、今でもむずかしいけれども実施して
参つたのです。今日まで、昨年の延
納に端を発しまして、ごく最近、この
間、閣議決定の第一項の第四号につ
きまして、最近やつと実施できたので
す。決して実施しなかつたわけではな
いのです。その点はつきり閣議決定を
ごらん下さつて、国鉄が項目について
何をやったかというお尋ねがあると全
部お答え申し上げます。しかしなが
ら……

○小林英三君 わかりました。あなた
のおっしゃること。そういうことを聞
いているのではないのです。私の聞い
ているのは、もろもろの問題をやつて
きたが、しかし通産省の補償の問題も
具体的にやっていますから、この通
算制の問題をやつてないといふこと
であるが、これはそういうもろもろの問
題を国鉄は解決してきたから、補償の
問題は交渉中でありまして、いずれ政
府がやってくれるでしょうから、通算
制の問題は直ちにやります、こういう
のか、あるいはその問題が具体化する
までやらぬのか、それを聞いています
のです。

○説明員(磯崎重吉) 通産省におきま
しても、いろいろやつて下さつていま
うに伺つておりますが、まだその話
につきましては正式に聞いておりませ
ん。

○小林英三君 やるかやらぬかと聞い
ている、通算制の問題は、通産省のほ
うで補償の問題が具体化するまでおれ
のほうはやらぬといふことなのか、そ
れを聞いていますのです。

○説明員(磯崎勲君) 私のはうはできるだけ早くやりたいと考えております。

○小林英三君　やるかどうかを聞いて
いるのです。それをはつきりして下さ
い。きまるまでやるかやらぬか。

○説明員(磯崎親君) 先ほど申しましたように、やらないということは申しっておりません。最終的には運輸大臣が国鉄法の第五十四条の命令を出すことできるのです。

○小林英三君 それをはつきりして下
さいと言っている。

○説明員(磯崎峯君) 国鉄法第五十四条にこういふ条文がございます。「運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対し監督上必要な命令をすることができ」と、こういう命令の条文がございます。したがいましめて、私ども実施しない、もしどうして、もこれが、この問題が公共の福祉を増進するため特に必要があるとお認めになれば、日本国有鉄道法第五十四条によつてこれが監督上命令を出すことは可能でございます。

○小林英三君　私が聞いているのは、

そういうことを聞いているのではない、そういう命令は出せますけれども、あなたのほう国鉄としては——同僚議員諸君が御質問して、そのあなたの答弁を伺って、私質問しているわけですが、今の補償の問題が蓮産省との間の折衝におきまして解決するまではやらぬというのか、あるいは直ちにやるといふのか、それを聞いているのです。

○説明員（磯崎勲君） 先ほどから申し上げておりますとおり、通産省でやら

なければやらないということを一言も申しておりません。

○小林英三君　だからそれを聞いてい

るのです。

○田畑金光君　今の問題については大
体質疑応答で問題の所在というものが
理解できた、こう思うのです。私は
やはり閣議決定したとすれば、その影
響するところはやはり国鉄にも影響が

あるということは当然承知の上で、運輸大臣並びに通産大臣あるいは閣議全体が処理されたものと、こう考えておるわけだが、聞いてみると、やはり国

鉄は国鉄の立場においていろいろの問題があるかと、こう思うのです。そういう点は同時にやはりこれは運輸大臣においても通産大臣においても処理するならば処理する、そういうことがなければならぬ。

れば、やはり国鉄は国鉄の立場においてかれこれ、独立採算その他の問題があらうし、そういう意味においては、私は今の常務の集中攻撃の中で自分の信念を主張しておるということは、む

しろ見上げたものであつて、私はそういう意味においてはやはりこの問題については、政府としても問題の所在がわかつたから、やはり国鉄のやるべきことは政府もやって、同時並行的に開議

決定の線を守って実行せしめる。これくらいのことになれば、それは私は幾ら常務をここで責めてもこれは始まらぬという感じを受けておるわけです。

しかし私は常務にも特に希望するところは、石炭問題というのが、御承知のように今の日本の産業政策の中において、一番重大な問題になっておるわけです。それで御承知のように四月の六日閣議決定という、新たに政府は石炭

対策等も打ち出しておる時期で、そこで今あなたに質問しておる併算制、通算制の問題がこの商工委員会においてしばしば議論され、そこに一つの問題があるので、どうかそいう点において、あなたのほうでもひとつ十分善処願いたいと思うのです。

幸いに通産大臣が見えられましたので、通産大臣に私はこの際、併算制、通算制の問題で、今朝ほどから実に今の御出席されておる国鉄の常務に対して、いろいろ質疑がなされておるわけです。で、お話を聞いておりますと、

国鉄の側から言うならば、閣議決定の措置については国鉄だけにやれというあれじゃなくして、国鉄の問題等についても、同時並行的にこれは通産省において考えてもらわなくちゃならぬ、

とういふことを言つておるわけです。
 だから、この点については、やはり通
 産大臣としてもこれは十分ひとつ閣
 議決定が実行できるように、国鉄の問
 題についてもまた同時にやはりこれは

閣議決定し、閣議で処理するよりないので、これはひとつやってもらわなくちゃならぬと、こう思うのですが、どうもこれは私が質問したことが、じゃないのだけれども、ひとつ今の点

は、国鉄の常務さんもう一度あなたの先ほどのことをちよつと御答弁してくださいませんか。問題はここにあるのだということを言ってくれませんか、この際ひとつ。

○説明員(磯崎數君) 通産大臣がお出
 になって、私はどういふふうに申し上げ
 ているかわかりませんけれども、私
 といたしましては十二月の九日の閣議
 決定につきまして、先ほどから三つ問
 題があるということを申し上げました

のは、一つは理論的な問題で、これは政府がおきめになれば国鉄としては法律解釈の権能がございませんで、政府の御解釈に従う、こういう問題がございます。

第二番目には、川上先生が先ほどおっしゃった閣議決定前の問題として、国鉄がこれによって年間約三億——もし第一の問題の法律解釈がうまくいかに、現実になんとか硫化鉄だとか、あるいはリンゴだとか、運産、農林物資がいろいろも通算しようということになりますれば、それをやりますと

は結局十億近い損失になる、その十億は、経費は減らないということであつて、実際問題としては二、三十億の水揚げに匹敵するわけで、財政上の負担を何とか政府でごめんどろを見ていた

だきたいというのが第二の問題でございます。これは私は当然こういう團體でおきめになる前に、できれば事務的に検討済みであつてほしいというふうにいひねがうものでございます。

第三番目の、現実に併算制を通算制にするかしないかという事務的な問題につきましては、これはもっぱら国鉄内部、また国鉄と関係私鉄の協議の問題でございます。

これは私どもといたしましては、第二の問題が解決すればするとかという両天びんのものでなしに、私どもといたしましては、十二月九日の閣議決定につきましては、できるだけ今まで実

行してきております。先ほど申し上げましたとおり、第一項は五項目全部実施いたしております。ごく最近実施が済んだわけでございます。したがって、今後併算制、通算制の問題に取り組むわけでございます。これを中

心といまして関係私鉄と話し合いするわけですが、どうぞ、私どもといましては、政府におかれても第二の問題について十分善処していただきたい、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○田畑金光君 今、通産大臣お聞きになったとおりでございますが、要するに石炭についての特別措置をはかれないと、国鉄等に要請されても、国鉄は国鉄の立場において石炭だけ扱っている問題でないのだ、その他の物資についても扱っている、波及するところが大きい

のだ、そういうふうな点について財政面から政府はやはり国鉄の問題についての、国鉄の考慮を措置してもらわなくては困る、こういうことを先ほど来国鉄の常務のほうは答えておられるわ

けです。そこはやはり問題があるようにわれわれも感じてゐるわけですが、この点についてはどのように政府としては処理されてきているのか。やはり国鉄にもひとつの犠牲を払わせるので

すから、また政府としては国鉄の犠牲に沿うような協力をやはり国鉄になさるべきだと思うのです。そうしてお互い、ひとつ喜んで政府の閣議決定に協力しよりじゃないかというのが、これ

は国鉄としてもやはり国の、国鉄とは言いながら独立採算制その他の問題を抱えている以上、私は国鉄の言うことともやはり理解してあげなくちゃならない、こう思うのです。そういう面におお

いて、今言ったようなことについて、どのように政府としては処理されようかとしておられるのか、それを伺いたいと思うのです。

○国務大臣（佐藤栄作君）　今までお話を申し上げておりますように、運賃の

差額の最終の負担はだれになるかという問題はまだきまつておらない。で、閣議決定では一応三十八年までの延べ払いという措置をとるということでごさいます。これはしばしば申し上げますように、最終的な結論ではない、こういうことが実は申し上げてございす。だから今も国鉄自身が申し出ております国鉄自身の運賃減に対しての穴埋めをどうしてくれるか、こういうことを検討しろと言われても、これはもうしばしば申し上げておりますように、将来の問題として私ども考えますというところは実は申し上げておるのをごさいます。この委員会ではしばしば問題になっておりますのは、通算の問題、あるいは併算の問題、これがひとつ問題になっておりますので、運賃の最終負担をどうするかというところは別に、運賃運賃の形だけやはい一通り整えることが必要なんじゃないか、その点を今までお話をすつていらつしやるのじゃないかと思ひます。これができますれば、閣議決定では通算制ができれば、全部のところに対して運賃の後払い契約というものをするようになるわけでごさいます。その後払い契約が、一体最後においてどういう形式で結末がつくか、こういうことをただいま政府は検討しているという段階でごさいます。これで御理解いただけのじゃないかと思ひます。もちろんその点はやらないと実は申ししているわけじゃございせん。今、国鉄のお話を聞きまして、今までの後納扱い、後払い契約と言いますか、その補償などの問題はちゃんとできて、それぞれやれるようになった。ただ、今、今日まで御議論され、おそろく国鉄總裁もこ

の席に見えてお話になっておるのは、通算制度、あるいは併算制度を一体どうしてくれるかというお話であつたろうと思ひます。この点は磯崎常務理事が、これから社線と話し合いをして、その点を解決する方向にひとつ骨折つてみる、こういうことでごさいますから、それぞれの話はそれぞれの方向に向かつてその解決をされる、かように私は理解していいんじゃないかと思ひております。

○田畑金光君 磯崎常務理事に今、通産大臣から責任あるお答えがなされたわけですが、今お答えなされたこと、国鉄としては了承なさつて、先ほど来、いろいろ質問があなたに集中しておりますが、今の政府の答弁で了承なされて、先ほど来、質問された事項等について、国鉄は積極的に閣議決定のあらゆる問題について協力していかう、こういうことになりまつかどうか、私はこの際、率直にひとつ御意見を聞かしていただいてもらいたいと思ひます。やはり国鉄は国鉄の立場において、いろいろ政府にもものを申したい点があるならば、こういう機会に遠慮なくものを申し上げてもらいたいと思ひます。私は実は先ほど来、あなたの質疑応答を聞いていなかつたのですが、あまり話がだんだん集中的にいろいろなことになつていられるから、しかしあなたの答へを聞いてみると、やはり国鉄の立場において、あなたが言われることも、われわれ無理からぬような感じもするので、やはりこれは政府が大きな力でもって、国鉄だけいじめるというの、これはいかぬと思ひます。やはり同時に政府のやるべきことはやつて、それらして国鉄にもひとつ協力してくれ

というのがあるあたりまえの語だと思ひます。そういう面において、この際、磯崎常務理事も遠慮なく問題を提起しておいたらどうかと、こう思ひます。

○説明員(磯崎常務理事) ただいまここで佐藤大臣のお話を承つたばかりで、すぐあのお話でどうこうという、ちよつと申し上げられませんが、ただ、私といたしましては、具体的な例を申し上げますれば、昭和三十年の法律百五十八号、これは厚生省が作った法律でございすが、傷痍軍人を日本国有鉄道に無賃乗車させたという法律でございすが、無賃乗車させた場合でございすが、政府が負担する、こういう法律でございす。これは昭和三十年に当時非常に問題になりました戦傷病者の問題、これは現に年間約七千万円くらい政府から現実にお金をいただいております。したがういまして、これは傷痍軍人の方も喜んでいただけて、国鉄といたしましても、実は全額に近いものをいただいております。したがういまして、私どもとしても喜んで協力いたしたわけでごさいます。それからさらに先国会も今国会も、議員立法で日本国有鉄道の公共負担、いわゆる公共負担という言葉を使つておられますが、鉄道の公共負担の政府補償に関する件、ちよつと件名は正確でございすが、こういう法律が議員提案で先国会におきまして、また今国会におきまして、三月に提案されております。私もといたしましては、その趣旨によつて、政府が何らかの形で、もちろん全部と言わないまでも、何らかの形で善処していただくということ

を望んでおりますので、今の大臣のお話でそういう趣旨でございすれば、私としては喜んでこのお話をお受けしたい、こういうふうに考えます。

○吉田法晴君 ちよつと少し磯崎さんの最後の答弁、あまいなもので、先ほど来委員が口をそろえて、閣議決定は実行するの、かきぬのか、これに對して、いわば政府の補償がなければいかぬ、あるいは通産省云々というお話がございしましたけれども、あとの話はこれは通産大臣も、そのときの閣議決定の精神に従つて、後払いあるいは補償の問題等は考えなければならぬとおっしゃつておる、あなたのほうとしては、国鉄としては、これだけ問題になつた併算制、通算制の問題について閣議決定の精神に従つて努力をした、実現するため努力をした、こういう答弁ならいいのであつて、先ほどから聞いてみると、通産省が考えてくれなければ、いろいろな話でございすが、それはとにかく実施する上での問題、含みは通産大臣からお話になつたのですから、実施するかどうか、その点が最後に聞かれたところですが、その点はどうか。

たしましても、この措置するということは、国鉄だけの問題でないというふうに考へておりますので、十分通産省、運輸省と御相談の上で、なるべく早く関係方面の御意向を参酌した上で考へていきたい、こう考へております。

○国務大臣(佐藤榮作君) はつきり申し上げますと、これは昨年の五月あるいは六月でしたか、閣議決定をした、その中では運賃の後納扱いですが、それをきめたというところでごさいます。これをただ納めないというだけでは問題は解決しないので、納めなかつた場合は損失を国が負担するの、あるいは公社が負担するの、それははっきり明確にならないと、三十八年までの運賃を納められないまままで処理されておるということでごさいますね、それでこの点について政府はどう考へるかといわれるが、これはもうかねてから申し上げておりますように、さらに関係省と話を詰めてその結論という、最後の始末をつけるようにしようか、こういうことを実は申し上げておるわけでごさいます。今それが政府が負担する、こういうことでは困る、というのが公社の主張のようではすけれども、いずれそういう主張が出るでございまいしょうが、またその際に公社が負担してもいいのじゃないかという議論も出るでしよう。いずれにいたしましても、未納になつていける運賃を石炭業者が後になつて払うのか、あるいは国庫で負担するのか、あるいは鉄道公社が負担するのか、こういう問題が残つてゐるが、とにかく一応補償その他によつて後払い扱いでとあつて処理していかうというのが今の現状でございす。だから将来の解決の方法はどうい

う方法になるか、まだ結論は出ておりません。今の段階でこれは鉄道が負担しろ、あるいは国庫で負担しろとか、こり言い切ってしまうことは、この段階では早いというのが実情でございます。ところがもう一つの問題は会社観との関係において併算、通算の問題があるわけがあります。その会社によつ

ど、事務的な処理の問題は残っているわけです。おそらく私どもが閣議決定をいたしましたときの気持を率直に申せば、そういう費用負担の問題、それは解決をしないで形だけを整えるということを閣議決定をしておるというのが現状でございます。さように御了承いただきます。

ては通算のもの、あるいは併算のもの、別々になっている。その結果は運賃計算上も大へん負担が違ひ、こういうことでございますから、この際はおそらく通算制のほうが安いようだから通算制にみなしてくれというのが、皆さん方の御要望でもあり、また通産省自身としてもそういう気持をもって、また閣議決定もそういうことを実はきめているわけでございます。ところがこれは国有鉄道としては通算制度にしようと考えましても、相手会社があるものだから、会社のほうが納得しなければいかぬ、その会社との関係は通産省と会社というよりなものでなくて、国鉄と会社の場合は同じ立場で話し合ひをいたしますから、もう少し時間がかかるというのが、おそらく磯崎君の説明であつたろうと思います。だから通算制に反対だと、かように必ずしも申しているわけではないだろうと私は思うのですが、もう少し時日がかかる。時日をかけないで、とにかく早くそういう方向に進めろ、こういう御要望がおそらく出ているのだろうと思ひます。その点は磯崎君も了承するつもりだろうと思ひますが、その場合において、今度は現実には運賃が少し安くなりますね、その負担はどういうようにするかとか、また今の後納扱いの跡始末をどうするか、会社との関係の問題な

ませんから、私の言葉が足りなかったと思うのですが、それは国鉄法第五十四条の命令があるというふうに申しただけではございません。この点ははっきり申したつもりでございますが、私どもが実施いたさなければ、もし運輸大臣がこの問題は公共の福祉に直接関係があるというふうにお認めになれば

ありませんか。——他に御発言がなければ、本件の調査は本日はこの程度にとどめます。

○委員長（武藤常介君）次に、鉦山保安法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

たとおり、非常にむずかしい問題で、最後まで実はこれだけ残っておるわけであります。ただ閣議決定のときには、そういう補償の問題、そういうことは実はわれわれとしてはそう考えておりませんでした。その後運輸省を通じて、そういう負担をどうしてくれるのだというお話は実はござい

ば、最後には五十四条で命令をお出しになるのでしょうか、こういうふうに申し上げたので、五十四条の命令がなければ実施いたしませんということではない。私の言葉が足りなければその点明確にもう一べん言い直させていただきますのであります。ですから、私どものほうといたしましては、五十四条の命令がなければやれない、先生がおっしゃられたように、そういうふうに申し上げたのではない、その点御了解願いたいと思います。したがって、私どもは命令が出る前になんとかやりたいという気持は持っております。同時に、しかし、この閣議決定は、運輸省だけでなく、国鉄だけじゃなくて、政府自身としてもこういうことはやってやるのだというお気持が当然あったわけありますから、それについての将来のはっきりとした御意向を承わりたい、こういうふうに申したわけでございます、先ほど大臣のおっしゃったこと、私が先ほど例を引きました昭和三十年の法律、あるいはこの閣議員立法になりました法律のようない趣旨でありましたならば、私は喜んで了承いたします。

○田畑金光君　それで、政府のほうも大いにやって下さい、促進してやって下さい、国鉄に対して。

○委員長（武藤常吉君）　他に御質疑は

す。

○阿部竹松君 保安法のお尋ねをする前に、通産大臣はおそくこられて、やるかやらないかという国鉄常務に対する質問に対して、やれといえ、やれといえという耳打ちをなさつておつて、通産大臣の命令一下答弁が相当曲がつてきているわけです。私がいうのがうそであれば、速記録を熟読してみれば、答弁がどういうものであつたか、質問がどういうものであつたかということがはつきりわかる。そこで、石炭局長から——大へん恐縮ですが、あなたは劈頭から今までお聞きになっておつたのでありますから、あげて半分以上は通産省に責任があるがとき印象を与えるような今の国鉄当局の答弁ですね。しかし私の仄聞するところによれば、通産省の石炭局長さんが中心になつて、この問題について相当御苦勞なさつてゐるようになつておつた。ですから、もう大臣から答弁があつたあとで石炭局長にお尋ねするのは大へん恐縮ですが、通産省としては、全然国鉄のただいまの常務の答弁どおりに動いておらぬものか、これについて何ら心配しておらぬものか、そういうことについて、もし御答弁ができれば、お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(今井博君) 国鉄運賃の通算制の問題は、今磯崎理事が説明され

した。この点は運輸省の責任の局長と私との間にこれの処理を一体どうしようかということ、実は相談をしておるところでありまして、今の処理方式につきましては、これはまあ予算もすべて決定したあとでございますから、将来の問題として運輸省と通産省との間で、まあ将来どういうふうなことをひとつ考えようかということを、今相談をしておる最中でございますので、私は磯崎理事がここで今いわれましたような傷痍軍人の運賃割引についての法律を出すとか、そういったことは全然まだ承っておりませんので、運輸省からはやはり将来こういう問題についての処理についての両者の協力という問題を中心に話しておりますので、いずれまあそれは近いうちに私は何とか話を取りきめて、この通算制の問題を円滑に、ひとつ急速に実施したいと実は今努力をしておる最中でもあります。

○委員長（武藤常介君）　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（武藤常介君）　じゃ速記を起こして。

○国務大臣（佐藤榮作君）　今の運賃の通算制の問題です。で、ここで問題になりますのは、石炭運賃、石炭運賃を通算する、非常に限られた範囲のよう

に考えるのでございますが、連帯契約

ではやはり通算をすると、全貨物、全旅客について実はやるわけでごさいます。それで今磯崎常務理事と話をいたしたところによりますと、石炭だけならばこれは別ですが、相当金額が多くなる。約十二、三億になるのじやないかというのを申しております。そのうなりますと、そのやっぱ負担の問題がそういう際には必ず出てくると思ひますので、それらの実情にもよく即した方法で、同時にまた、かねてから主張しておりますように、石炭の運賃を軽減することが一つの題目にもなっておりますので、そういう意味で、通産省と運輸省と、さらに国鉄、大蔵省とを交えて、その対策を十分ひとつ練つてみたいと、かように思ひます。だから、理論的に閣議決定を守らないというわけのものではないと思ひますけれども、やはりその閣議決定をいたしまして、そしてあの閣議決定もや事務的な範囲になると思ひましたので、書き方を少し変えたつもりでございしますが、そういう実情にやっぱり当面しておりますから、実質的な問題として資金の目安がつかないと、やはり会社を納得させることが困難ではないかと、かように思ひわけでございます。現実には減収をする。減収するその会社だけ、鉄道会社だけの負担だと、こういふことがちやうとむずかしいようでございますから、この点はもう少し政府側が関係のところと懇談をするといひますか、結論を出すように努力をしたい、そのまあ時間を少しかしていただきたい、かように思ひます。

○阿部竹松君 ただ、大臣の御答弁でわからない点の一つあるわけですが、ね。全部併算制より通算制がよろしいということは当然のことでありまして、望ましいことなす。しかしほかの産業と違つて、ほかの産業は中小企業のから——大手を含めて——物価が上りませんと池田総理が幾らかねや太鼓で宣伝しても、物価が上昇してゐる。物価が上昇しているときに、それを下げなければならぬという状況です。ですから、ほかのものの全部が上がつていくときに、コストは下げなければならぬ石炭ですから、全部併算制から通算制になるということが望ましいことであるけれども、しかし全部できないといふことになれば、一番苦しい産業から重点的にやつてくれなければならぬといふことが私どもの考えなんです。ただ、吉田委員の質問に対して大臣の御答弁は、通算にしたらよろしいでしようが、これは会社と——会社といふことはむしろ私鉄の会社ですが、会社と話し合つてみなければならぬといふ御答弁があつた。ところが今まで私の承知しておる限りでは、一昨年千二百円のコストダウン当時からこれは併算をやつてゐる線がたぶんあるのですから、石炭を通算にしてくれんかという政府に対する陳情、要請が相当なされておるわけですが、大臣が今さら初めて知つたがごとく、これから話し合つてみなければならぬといふことになりまして、そういう声が大臣のお耳に入つておらなかつたのじやないかという感じがするのですが、私どもの知つておる限りでは、おそくきよう全部通算とせめてもこれは各社が了解すると思ひます。特に北海道で当委員会から出張いたしました現地視察をしたときにも強い要請等がなされてお

るわけですからね。その点は御承知なかつたわけですか。○國務大臣(佐藤榮作君) 昨年の六月の閣議決定ではそういう点では明確でございせん。それで昨年の暮になりまして、六月の閣議決定、これを実施に移すことが第一じやないか、これもやれてませんといふことは、一体何をしたいのかといふことで、こういうことで重ねて取り上げて、そして六月に決定したものを処理できるようにしたい。そのときにまず取り上げたものが国鉄自身を対象にしての後払い契約ですね。その補償も大手はすぐできたが、中小はできないといふので、今回法律まで直して、そして補償をできるように措置をとつた。そうすると、その際に社線もあるじやないか、社線というのは会社線ですが、社線の場合はどうするかといふことが、それが今度明確になつたといふことでございします。ただいま言われまして、千二百円下げるというところが相対的な問題でございしますから、在来の制度のものの上に打ち立てられていたと思ひます。だから、これは専門的な知識になるものでございしますから、そういう意味では十分に注意がなされておらなかつたと思ひます。本来の運搬運輸そのものは各会社々々でやつてゐるわけでございます。こういうことになつておるわけですね。会社線が五十キロなら五十キロ、鉄道のほうは長い距離を持つておりますね。そうすると、遠距離運搬をした場合に運賃が安くなる。安くなつたのを国鉄と会社とでは割り賦していく、割り振りをするという建前でございます。だから、その割り振りを十分相談しないと、会社線が減収になる

わけですね。だから、そこら辺の問題があるから、会社によつてはごめんこうむるといふことも出てきておるわけがあります。その点が国鉄の指導が、運輸省の指導というものが一つあつて、利用者の便益という立場で処理されるべきだと思ひます。しかし、どうも会社の経理状態が非常に悪いと、ただいまのようなことが行なわれておらないといふ実情にあるわけでありまして。実情はそういう意味で御了承いただきたい、また将来のあり方としては、かねてからこの席でしばしば御意見が出てゐるうちに、やはり通算の方向へ話を持つていく。そのほうで国鉄をして研究させ、会社線もその線に協力さす、そしてあとの損失というか、減収に対する穴埋め方法は別途考へる、こういうことが望ましいのじやないか、かように思ひわけでございます。ただ会社と国鉄の場合は、減収のあることが承知の上で、その閣議決定のまゝやつた場合に、もう現実には行なつておる、あとの穴埋めはしてくれない、ということになると困るものではない、今までの質疑応答のポイントが、さういふに理解しておるわけでございます。

○阿部竹松君 閣議決定云々、法律云々といふへ理屈は並べませんけれども、一刻も早く同様な扱いをしていただくように、通産大臣の御努力を要請してその問題を打ち切ります。次に、保安法の中身ですが、罰則等が相当重くなつておるようですが、一昨年の例を見ましても、豊州炭鉱あるいは上清炭鉱は六十名か七十名か一べんに犠牲者を出したが、あるいは大辻炭鉱で社長以下十七名も一瞬にして犠牲となつて相当の問題を起してゐるわけですが、あの三つの山を初め、それだけの問題が起きた山の跡始末はどういうことになつてゐるわけですか。あの三つの山だけに限定してもいいわけですが、そこで罰則を適用されたといふような結論は出ておりまじやうか。それとも罰則等適用されるような保安違反はなかつたといふような結論でございまいしょうか。○政府委員(八谷秀裕君) 鉱山保安法によります罰則の適用でございします。が、相当に結果が出るまでは時日がかつておりまして、現在のところ判明いたしておりますものにつきまして御説明をいたしますと、昭和三十三年に私どもが違反としまして送致いたしましたものが九十二人おるわけでございますが、この中に五十一名が不起訴になつております。起訴が三十三人、まだ未決定のものが八と、こういうふうになつておるわけでございます。しかし、全般的に見まして大部分が罰金刑でございまして、最近の例で申しますと、昭和三十四年にこれは送致人員が七十八名でございまして、不起訴が二十七名、起訴になりましたのが三十八人でございします。まだ未裁が十三人ございしますが、この中で禁固になつたのが一件ございします。それから昭和三十五年では七十五人送致いたしました、現在までに起訴されまじやうが十八名、こういうことになつております。三十六年では現在までに八十八人鉱山保安法に基づきまして送致いたしましたがい、確定いたしてございすの、起訴になりましたのが二件、

最近の五カ年間で、今ばらばらに申し上げましたが大体の状況を申し上げますと、五カ年間で送致いたしましたのが三百九十二人でございますが、その中に百十五人起訴をされた、こういうふうになっておるわけでございます。約三分の一程度が起訴をされた、こういうふうな状態でございます。

○阿部竹松君 そうしますと、今お尋ねした豊州炭鉱、それから上清、大辻、こういうところはもうどういふことになっておるのでしょうか。

○政府委員(八谷芳裕君) まだ私どもといたしまして結論を出していませんが、大辻でございますが、これはただいま大学の大隈工学部長のほうに、コンプレッサー室のレシーバー付近から発火した坑内火災というところで、そのコンプレッサーのレシーバーその他につきましても実験をお願いいたしておいて、いろいろ検査をやつていただいております。

○阿部竹松君 そうしますと、これはまだ審査中ということになるわけでございます。上清につきましては、すでに三十六年の七月の十一日に送致いたしております、これはそれぞれ関係者を送致いたしましたわけでありまして、それから豊州につきましても、鉱山保安法上の違反はないというところで、私どもといたしましては処置をしないわけでございます。最近起きましたおきな災害のうち、三件のうち一件は送致をしない、一件は送致をする、一件はまだ未処置でございます。

○阿部竹松君 豊州炭鉱で一瞬に六十名も七十名も水没して、鉱山保安法の適用はないから保安法上の違反はない、

かった、こういうことですが、そうすると、あそこは一切不問に付すということ、ほかの刑事罰等もなかったわけですか。

○政府委員(八谷芳裕君) これはまた業務上の過失につきましては、別途警察当局のほうで調査されておると思いますが、私も鉱山保安法上の立場だけ、一応警察当局といふ話も含めてお話をいたしました結果、これは送致しなくてもいい事件じゃないか、こういう結論に達しまして未送致にしたわけでございます。

○阿部竹松君 昨年一カ年の犠牲者は大体どのくらいですか。

○政府委員(八谷芳裕君) 昭和三十六年、一カ年間で石炭鉱山におきましては、死亡が六百四十二名になっております。それからさらに重傷が二万五千八百七十名、軽傷が三万五千七百二十四名、罹災者といまして六万二千二百三十六人、こういうふうになっております。三十四年、三十五年よりも若干の増加を示しておるような状態では、なほ遺憾に存じておる次第でございます。

○阿部竹松君 そうしますと、大体三人に一人ぐらいの死亡者、重軽傷者が出るということですが、これは膨大な数字ですが、諸外国では一体、お調べになっておらなければいけません。こういふ高い率の死亡者、重軽傷者が出る国はございますか。

○政府委員(八谷芳裕君) 今ちょっと詳細な資料を持って参っておりますが、大体アメリカ、カナダを除きまして、日本よりもずっと少なくなつております。ただ非常に機械化されておると申しますか、アメリカそれからカナ

ダ、こういったようなところは非常に日本よりも高い、こういうような情勢でございます。

○阿部竹松君 これは保安局でお調べになっておるかどうかわかりませんが、れども、鉱業権者のやっておる山と、租鉱権をやつておる山との死亡、負傷の比率等をお調べになったことはございましょうか。

○政府委員(八谷芳裕君) 租鉱権につきましては、これは他との比較でございますが、出炭百万トン当たりをいいたしまして、大手の鉱業権では七・七、それから中小の鉱業権では一九・七、中小のほうで約三倍の死亡率を示しております。これは租鉱権におきましては一九・〇、これは中小の鉱業権とはほとんど似たような数字を示しております。しかし中小の租鉱権のうちでも二通りございまして、大手の租鉱権それから中小自体の租鉱権と申しますか、これを二つに分けてみますと、この一九・〇というのが、大手の租鉱権では九・五、中小の租鉱権では四一・六、で、租鉱権自体として、これはちょうど中小炭鉱の一般と同じ程度の死亡率を示しておるわけでございますが、そのうちでも特に親権者が中小炭鉱である、その租鉱権というのが非常に極端な数字を示しております。その結果がちょうど中小の鉱業権と同じというふうな数字になっております。

○阿部竹松君 保安臨時措置法の改正によつて買い取りということになる山があるわけですね。大体どのくらいで、人数はどのくらいになりますか。

○政府委員(八谷芳裕君) 保安臨時措置法は、昨年の十二月二十五日に施行

になりました。第一次、第二次の勧告を実施したわけでございます。第一次の勧告は十二炭鉱、出炭量で約二十万トン、それから労働者の人員が千人でございまして、第一次は、二月の中旬にやつたわけですが、それからさらに四月になりました。第二次の勧告をやつたわけでございます。これは六炭鉱でございます。年産にいたしまして出炭量は十萬トンでございます。そして労働者は約六百人でございます。以上十八炭鉱につきまして廃止の勧告を行ないたしました。

○阿部竹松君 あとはないわけですか、臨時措置法に伴つて買い取る山は。

○政府委員(八谷芳裕君) ただいまは二月末までに総合調査をした分についてやつたわけですが、三月にさらに十炭鉱をやつて、四月に調査しました分、二つを合わせまして、おそろしく五月初めくらいになると思いますが、いろいろ検討をやつております。それで大体本年のところ、四十五萬トン程度を予算として立てておりましたが、今までの推移からいいますと、これに近い程度の、また五月の調査が済んでおりますので、明確には申し上げかねますが、おおむねそういう程度の数字になるのではないだろうかと思つておるわけでございます。その後、資本能力もない、また技術的能力もない、こういう炭鉱の総合調査をやつておるわけでございますが、この保安法の臨時措置法以来、非常に勧告をされるということになって参りますと、金銭面、その他につきまして相当な打撃を受けるということにもなりますので、相当にこういう炭鉱では、主として

て通気の問題、その他が大きな勧告の要件にもなつておるわけでございますが、袋通気でガスをためておるといふような式のところでございまして、こういう点につきましては、非常に改善が行なわれつつある、こういうふうな推察される次第でございます。

○阿部竹松君 九州の筑豊に参りますと、福岡通産局も知らない、また監督部も知らない、こういう炭鉱があると、いふように承つておるのですが、今言われた第一次の十二炭鉱、第二次の六炭鉱はほんとうにやめておるのですか。

○政府委員(八谷芳裕君) 実は十二炭鉱のうち九炭鉱は三月末までに採掘権または租鉱権を抹消いたしております。これはもう間違いないやめております。それからあとの三炭鉱でございますが、三炭鉱の中の一炭鉱はもう五月の初めにはやめる段取りになっております。あと二炭鉱になりますけれども、この二炭鉱は一応勧告を聞かないでやつておる山でございます。しかしそのうち、これは九州と平でございますが、この二炭鉱のうち九州にありますが、現在改善の計画を立てまして、五月中ほどまでに改善を実施するから、まあそれによつて、改善の勧告は受けなければ、ひとつ、決して心配のないような炭鉱を作り上げるからやめていきたい、こういう希望でございます。それから一炭鉱につきましては、これは平地方でございますけれども、その後見ておきますと、勧告は聞き入れない、けれども、改善の実績は上がつておられます。ただいま鉱山保安法二十四条の手続を進めておるところでございますが、少なくとも現状のよう

でも三人あるいは四人 できるだけ
人でぼつぼつ行くというよりなことで
なく、なるべく複數にしなして全坑内
を一齊に検査する、こういうた方式も
やはり監督上は必要な場合が多々あり
ますので、ただいま二つの点に必要が
あるようなものにつきました。複數
制を現在とてござります。以
上のようなことであります。

○阿部竹松君 四円が三倍になつて十
二元、十倍になつて四十円ですね。や
はり個々の法律改正、法律をきめるの
はけっこうですが、やはりこれを実施
してもらわなきゃならぬのですか。

り強力なスタッフが必要なんで、その人たちに無償で働けといっても、これは無理ですよ。東京都内、神奈川も含めて、警視庁からおまわりさんが銃斃のときに出動する。一年に三万数千人ですよ。警視庁のおまわりさんが一人一日必ず銃斃場の監督、警備に行くことになっている。しかしこの人たちは、一時間八十円くらいもらう。坑内のはあの暗いところに入る監督官が、これは通産大臣にお聞きとり願って、ぜひ実施していただかなきゃなりません。が、この銃斃場に行く警官三万数千名がもらう金額の十分の一も一時間割にしてももらえないという、こういう諸君に、法律だけ改正して嚴重にやれと言っても、これは私は言うほうが無理だと思いますので、格段のひとつ大所この人たちの、第一線の監督員の待遇について御努力願いたいと思うわけです。

その次にお尋ねしたいわけですが、違反を知らせるということ、前局長さんといろいろ話した結果、きめても

りまして、ということとは、今まで監督員が現地へ行きますね、現地へ行つて、どこが悪い、あそこが悪い、ここはガスであぶないですよというふうな注意を鉱山へ行つて、その人に、管理者にしか伝達しなかつたのが今までの例です。それを三年前から、そういうことじゃいかぬ、会社、労働組合双方に知らせるべきと、こういうことを話してきつてきたことがありますが、今それを実施してやるのでしよう。

○政府委員(八谷芳裕君) この問題は、ただいま御審議をお願いいたしてあります。鉱山保安法の一部改正の中にも、ただいまの点が一部入つてきておるわけですが、十二月の初めから前後八回にわたつて開催をいたしました保安法改正の委員会においても、この点もまた問題になつたわけでありまして、ただいまでも労働組合の方々が希望される場合には、皆一緒にいろいろ話しておるわけですが、皆一緒に話をして、組合の協力も得なければ、保安の完備は期し得ない、こういう趣旨で、監督官には訓示をしておるわけですが、ただ、監督官が見まして隔りましてから、監督部長あるいは監督局長並びに同僚課長、こういう人たちによく相談をしまして、その結果、これは重要なことは通達になっております。こういう通達事項等になりますと、これはもう一つも問題はなないのでございますが、中には、いろいろ未熟な監督官等も、まだ訓練中で十分に機能を果たし得ないという者もおるわけでございます。なまにこれを全部指示させるとか、いろいろ

ろな点につきましては、監督官に、あまり重責がかかり過ぎるというふうな点もいろいろ御相談をいたしまして、中間答申が出ましたときには、通産大臣または監督部長の命令等は、保安委員会に通知させる。これは命令等が出ますと、鉱業権者に参ります、この鉱業権者に参りましたものは、保安委員会に、労使双方で開催されております保安委員会に通知義務を課しまして、ここで慎重に審議をしても、もうこういふこと、今回の改正になつたわけですから、以上のような審議を経たわけでありまして。

○阿部竹松君 中央に保安協議会というのがあるわけですが、あれはさつぱり開かない協議会だといふふうに承つておられますが、ときどき開いて、いろいろ議論なさつておるんですか。

○政府委員(八谷芳裕君) 確かに昔は開かれなかつた年もあつたやうでございます。しかし、これはいろいろ、あるいは保安協議会に諮る議題も少なかつたという点もあつたのじゃないかと思ひますけれども、それより以上に、これは保安の、災害の減少ということとは、よほど皆さんの御協力を仰がなければならぬといふことで、今回もまた、この問題も非常に議論になりました。これはまあ開催をするといふことになりまして、特に石炭関係におきましては、地方の委員が非常に多いものでございまして、石炭以外のところ、メタル関係ですと、この旅費その他の問題は起きませんけれども、まあ今後とも再三開催をしたいと思つておられます。

そうしてこの保安法の改正の中でも、専門部会を置いたりするようにいたしてありますが、必要に応じて専門部会を、全部の協議会でなくて専門部会を再三開催しまして、いろいろ御審議をお願いしようと思つております。予算その他の制約もございしますので、本年度は少し増額いたしておりますが、さらに来年度予算以降におきまして、再三、事実上開催し得るうちに予算措置として参りたい。かように考えておる次第でございます。

たしてありますが、必要に応じて専門部会を、全部の協議会でなくて専門部会を再三開催しまして、いろいろ御審議をお願いしようと思つております。予算その他の制約もございしますので、本年度は少し増額いたしておりますが、さらに来年度予算以降におきまして、再三、事実上開催し得るうちに予算措置として参りたい。かように考えておる次第でございます。

○阿部竹松君 ただ、一年に一べんも開かなかつたという、これは極端な発言かもしれませんが、そういうことを私聞いておる、いかに真剣でないかと、持つておつて、そうしてこの道のたんのう者であるがゆゑに委嘱されたものでしょうから、これに専念せよといふのは無理かもしれせん。しかしやはり答申は責任を持つていただかなければ、いせん、局長のお話によると三万人近いにかつて死亡者、重傷者が出るのですから、これは皆無といふことは理想かもしれせんけれども、やはり大いに努力をしていただかなければならぬことであつて、そういう協議会はどうぞ開いて、これは特に佐藤通商産業大臣のような実力者がおるときに、抜本的に改正していただかなければならぬと思ひます。

そこで私は、時間がありませんから、最後に一点だけお尋ねして質問を終わりますが、この「第二十四条の次に次の一条を加える」ということがございまして、二の二項ですか、前項の規定による命令をしようとするときは、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、通商産業局長に協議しなければならぬ。このとき意見の一致を

見ない場合もありましようし、意見の一致を見る場合もありましよう、ただし、協議をしなければならぬといふことですから、話を持ちかけて結論が出なくても話し合つたことになりまうから、これで二項は終つた、こういうことになりまうか、その点を明確にお尋ねしておかなければならぬと思ひます。

○政府委員(八谷芳裕君) この通産局長に協議といふことは、保安法の二十二条の中にもございまして、鉱業法の六十三条の施業案の規定でございまして、この施業案の保安に関する事項は、監督局長または監督部長がやる、こういうふうになつておりました。また、監督部長と協議しなければならぬ、施業案に關しては、そういうふうな規定されているわけでございます。現在の二十五条でも、通産局長と協議をするといふふうに、この二十四条の第二項を入れました。よえんのものは、ただいま申しましたように、現行規定にも通産局長に対する協議といふことがございしますが、さらにこれは鉱業権の取り消し、こういうことにもつながるわけでございます。この協議をやつていくわけでございますが、これにつきまして、保安に關することを、通商産業局長において困るとかいろいろなことを、実質上今までも申しした例もございせんし、ただいま御説明しましたような趣旨から出ているわけでございます。協議をすれば、十分これは話し合ひもつきまして、保安上悪いところはどしどしこれは

はやつていく、こういうことになると思ひます。

○阿部竹松君 保安局長の關係したお仕事に十分なりがある法案には、協議といふことがたくさんある。そこで私は、三年前にある地方の監督局長にお尋ねした。この施業案の、今御答申の中にあつた施業案です。そういうところ、施業案、あんたのところまで保安監督部と、十分相談した結果やつたんですか。相談することにはなつておりました。しかしながら所定の手続を経て提出されれば、保安監督部長が何と言おうと、私のほうでは許可しないわけにはいきません。こういう答申であつたわけでは、それで所定の手続を正規にとられれば、保安監督部長が何と言おうと、私のほうではだめとは——保安監督部長がだめと言つてもだめとは言ひません。こういう答申があつたわけですか。それとこれと似ているものですか。そういうことになりはしませんか、こういうことを聞いています。具体的な例ですが。

○政府委員(八谷芳裕君) これは協議でございまして、もちろん法理論としては、ただいま先生のお話、どこでそういうことを申しましたか存じませんが、そういうことにもなるわけでございます。趣旨から参りまして、たとえば施業案の場合に、明らかに保安上危い、こういうものを認可するといふことはおかしいわけ、そういうたが形が整つていふから、これを認可していくといふようなことは現在やつていないわけでございます。まあ理屈上は協議ですから、協議をすれば、たとえば、二十四条の二は、監督部長または監督局長

長がやり得るということになるわけですが、協議をしようという趣旨にかんがみなければならぬわけでございます。あの鉱業権の取り消しにもつながりますし、さらにこの施業案、生産その他のいろいろな問題についてくるわけでございまして、実際の運営におきまして、理屈を離れまして十分な協議をやつて参りたいと考えております。

○阿部竹松君 保安局長さん、この法律は損得、経済を無視した法律ですよ、無視といつて、そういう発言は極端かも知れませんが、ですから、こういう条文ですと、私はちょっとあまり幅があり過ぎて、鉱山保安監督局長とか、あるいは保安監督部長でやれるというぐらゐにしておいたほうが、これは通商産業局長にあつたところ、政治的に幅が入つてきて、経済的にどうでも、採算ベースがどうでも建て直してというふうなものと、資金繰りがどうだという幅が入つてしまつて、本来の保安ということから横道にそれぬかという心配があるわけです。

ですから、私はこれはもう監督局長、監督部長が独自の立場でやるというぐらゐにきめておいたほうがいいというふうな考えたわけですが、これも私の意見ですが、もしそういう点で御答弁があれば御答弁いただくことにいたしまして、私これで、質問を終わります。

○政府委員(八谷芳裕君) これは、この二十四条の二は従来の二十四条と違ひまして、法規違反と、しかも再三反復して、しかも態様が悪質なもの、こういうものに適用していくわけでございますので、通産局において監

督局長または部長の意見が軟化して実際に災害を起こすということがあつてはならないと思ひます。また、そのようなことがないように心がけたいと思つておる次第でございます。

○吉田法晴君 時間がございせんから、簡単に一括して御質問申し上げますから、御答弁も簡単にしていただきたいと思ひます。保安機構の強化、あるいは法律の改正に伴つて、事務折衝なり、あるいは保安法の改正を行なわれたわけでありまして、しかし、実際には、先ほど御答弁がありましたように、昨年一カ年で七百人近い殉職者があつて、三万人をこす死傷者が出た、そこで、事態はあまり變つていないわけですから、臨時措置法の制定と保安法の改正で、いわば保安問題について政府のやるべきことは終わったような顔をしておられるといへん問題だと思ふのです。四月五日の閣議決定は雇用問題を中心にしてはありますけれども、石炭問題については石炭政策の強化をしなければならぬ、こういう決定がなされたわけですから、同じ精神は——保安の問題については、経営というよりも人間の生命を大事にして保安を強化しなければならぬという精神だと思ふのですが、その施策について、今までのもので十分であるという結果は出てないわけですか。

今後、閣議の精神に基づいて保安についてどのようによつて臨もうとされるのか、これは保安局長なり通産大臣の所管問題だと思ひますが、伺いたいと思ひます。特にその中で、従来は人よりも経費、あるいは切羽や坑道の改善をして災害をなからしむるよりは、出た災害について補償すればいいという精

神が経営の中にありますために、この保安問題は、幾ら強化しても——政府が考えられる保安監督の強化をして、私は絶滅を期することができないという、これは基本的な問題であると思ひます。それらの点について、保安の万全を期するために、どのように処置されようとするか、それが一点。

それからもう一つは、今度は保安の臨時措置法の改正に伴ひまして、買ひつぶしが行なわれるのです。あと残りでした労働者や、あるいは鉱害、あるいはその他の債券等についても、今までのような事業団を通じての世話等が行なわれるのかどうか、あとに残された炭住に住んでおります労働者、あるいは鉱害その他の債権等について、どういう対処をされるか承りたいと思ひます。

○政府委員(八谷芳裕君) 私ども、ただいままで保安の確保につきましましては、ただいま少し触れましたけれども、保安監督の強化徹底というふうな問題、それから保安施設の整備、それから終閉山、いわゆる臨時措置法によりますきわめて保安不良な炭鉱に対する措置と、それからさらには、鉱山保安に関する法律、または省令の整備、こういうことをやつて参りましたし、また今後、こういうことを基本として強力に災害防止対策を進めて参りたい、かように考えておる次第でございますが、吉田先生御質問の、ただいまさういふことで事足りるのかというふうな御趣旨の御指摘を受けたわけでございますが、私も現在までやりましたこと、さらに災害が、従前よりもずつと減つていくというふうな確信を持つてゐるわけではございません。

ん。さらに、特に今後残された問題といたしましては、労働者あるいは係員の保安教育、こういう面をさらに強力に進めていくことを考えていかないと、単に法律の整備とか、あるいは監督官の増員というふうなだけでは、十分な成果は期待し得ないのではないかと、かように考えておりますので、ただいま、今までに監督の強化とか徹底、あるいは保安法の一部の改正等もやつて参りましたけれども、さらに地方鉱山保安協議会に諮りまして、保安法の改正、特に教育面とか、これははたして法律にどういふふうになじんでくるか、いろいろ問題もございまして、この点も十分に検討して参りたいと考えておるわけでございます。

それから次に、保安臨時措置法によります労働者、炭山になつた所の労働者でございますが、これにつきましましては、特別に労働省とも緊密な連絡をとつて、その後の失業対策につきましまして、いろいろ労働省とも連絡をとりつて、遺憾のないようにして参りたいと、かように考えておる次第でございます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 保安問題は、まことに重大な問題でございます。御指摘のとおり人命の尊重なくして、また炭鉱内の保安が確保されなくて石炭産業などはあり得ないと、かように実は考えますので、今までもいろいろ努力して参りましたが、なお十分な点も多々あると思ひます。たとえば関係者を警備いたしました、万全を期していくように、さらにさらに努力を積む決意でございます。

○委員長(武藤常吉君) 他に御質疑はありますか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認めます。

それでは、これより鉱山保安法の一部を改正する法律案及び前回質疑を終了しました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法案、以上三案を一括して議題とし、順次討論採決を行ないます。

まず、鉱山保安法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武藤常吉君) 挙手多数と認めます。

よつて本案は、多数をもって提案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、産炭地域振興事業団法案について討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。

よって本案は、全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定しました。

吉田君より発言が求められましたので、これを許します。

○吉田法晴君 申し合わせによりまして、各党各派を代表して、石炭三法案に対する附帯決議案を提案をいたしたいと思ひます。

この国会におきましても、前国会に引き続きまして石炭問題、石炭政策の問題がきわめて重要な問題として院の内外において論議をせられました。委員会を通じて審議を継続をいたしました。その間に政府の閣議決定もございましたし、問題になりました総合エネルギー対策の樹立あるいは雇用安定施策あるいは最低賃金制度の要望等は、これは閣議決定をふまえて、すみやかに実施するという意味を含めて、以下附帯決議案を各党各派の了承を得て上程することになりましたので、何とぞ満場一致の御賛成をたまわりたいと思ひます。

案文を朗読いたします。
政府は、三法の実施に当り、次の諸点について積極的努力を傾注すべきである。
一、今後の石炭基本政策並びに炭鉱労働者の雇用安定については、四

月六日の閣議決定を強力かつ速かに推進すること。

二、産炭地域振興の緊急性にかんがみ、産炭地域振興のため水資源の確保、道路、住宅用地の開拓造成、運輸通信施設の整備、地元産業の育成等については、関係各省の協力並びに関係地方自治体との連絡を密にし、財政的、金融的援助の強化を図るとともに、前記の事業の円滑かつ能率的な実施のため、産炭地域振興事業団の業務については、現地の実情に応じて、その拡大につとめること。

三、流通経費の節減を図るため、石炭運賃通算制の実施、流通施設の共同化その他の整備改善策を推進すること。

四、石炭鉱業合理化事業団の炭鉱買上げに際しては、地方自治体との連絡を密にし、炭鉱に附属する労働者住宅、上水道、電気等の施設の維持、活用に必要な措置を講ずること。

五、交付金方式による炭鉱整備の実施については、実情に応じ、交付金算定基準の引上げ、交付金枠の増大等の検討、無資力認定制度の円滑なる実施により、鉱害の処理に不安なからしめるよう適切な措置を講ずること。

以上でございます。何とぞ皆さんの満場一致の御賛成をお願い申し上げます。

○委員長(武藤常介君) ただいま提案されました附帯決議案について、御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。

よって本附帯決議案は、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました三案について、議長に提出する報告書の作成につきましては、慣例により委員長に御一任を願います。

ただいまの附帯決議に対し、通産大臣から発言が求められましたので、これを許します。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま全会一致をもって附帯決議を見ました。政府におきましては、この附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、それぞれの項目について、最善を尽くして御要望に沿いたいと考えてございます。

○委員長(武藤常介君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(武藤常介君) 速記をつけ

午前中の審議はこの程度にとどめ、午後二時半まで休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後二時四十八分開会
○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を再開いたします。

石油業法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○阿部竹松君 この石油業法案は、本年十月に予定されておる石油貿易の自由化に対処して作ることになったと思

うのですが、しかし今すでにありますボイラー規制法、あれは来年十月までやるはずなんです、あれとの関係はどういうことになりましたか、全然関係あるかないか、あつたとすれば、どの点が問題かという点をお尋ねしたい。

○政府委員(川出千速君) ただいまお話しございましたように、重油ボイラー規制法は数年前、たしか三十年ごろだったと思いますが、五年の期間で作られました。石炭と石油の——石油と申しますか重油との調整をはかるのが眼目でありまして、その意味では、当時の総合的な政策であつたかと思ひます。

それを期限が過ぎたときに、さらに三年延長することになりました。三十年の十月が継続期限の終了でございまして、そのときに効力を失うということになつておるわけでありまして、石油業法のほうは、先ほどお話がございましたように、石油の自由化の問題を契機として出された法的措置でござい

ます。これもいろいろ、今までも質問がございましたけれども、供給計画という第三条の柱がございまして、それで石炭と石油とは書いてござい

ませんが、石油のほうのエネルギーとの調整をはかつて、供給計画をきめるといことが規定をされておるわけでございます。その意味では、石油以外のエネルギーとの調整ということで、石油業法も石油だけの問題ではないとい

うところが十分ではございませぬけれども、規定に出ておるわけでありまして、先ほどの重油ボイラー規制法と直接の関連はありませんけれども、他のエネルギーと調整をはかるとい意味では、実体的には、私は全然無関係

のものではないというふうに思ひます。

○阿部竹松君 そこでお尋ねしたいことは、今エネルギーの話が出ましたが、私どもの考えでは、この法律を通読させていただいても、總体的には、わが国の総合エネルギーの消費量がまず規制される、その中で石油、石炭、ガス、電気、こういうものの占めるウェイトからして総合エネルギー対策の中で、あらゆる部門の法律を作つて、一つ一つその対策を立てていくというのがほんとうだというふうに理解しております。ところが、この法案を作るにも、私どもの承知しておる限りでは、相当修正され、何度も再三再四にわたつて、もみくちゃにされてはつとこの業法が一本出てきた。こういうことになれば、石油業法をきめて総合エネルギーを云々するのは、どうも本末転倒ではないかということ、大きな総合エネルギー対策を立てた中で、今申し上げますとおり、石油、石炭、ガス、電気、こういうような系列化した総合対策を立てるべきだ、このように判断するわけですが、これは逆じゃございせんか。

○説明員(江上龍彦君) 石油業法は総合エネルギー対策の一環として立案せられるべきじゃないか、石油業法だけが、単独に出てきたのはおかしいじゃないかという御趣旨かと思ひますが、ございまして、政府としては、従来から石炭対策、石油対策と、それぞれ形の上では個別に政策を打ち出してきたのでございませぬ、その根底には、国民所得増進計画というものがございまして、そこでエネルギーの将来の一応の姿というのが描かれて

規定があるように私は承知しているのですが、その点お尋ねいたします。

○政府委員(川出千速君) 現在石油精製を行なっている会社は、全部でたしか十七社であつたかと思ひます。そのうち外資が入つておられます。そのうち、株の形で入つておられる会社は、おもな会社が五社でございます。さらにまたその五社のうち子会社の形で、間接外資と言つておられますが、その会社が三社ございます。そのほかは、いわゆる民族系と申しますか、資本には外資が入つていないわけでございます。しかし資本としては外資が入つておられますけれども、金を借りるということ、外国の石油会社なり、あるいは外国の金融機関から外資をローンして借りることはございます。

それから独占禁止法のお話でございますが、これは通産省よりも公正取引委員会の所管ではないかと思ひます。が、独占禁止法第六条でございますが、これを「公正取引委員会に届け出なければならぬ」ということになつておられるかと承知しております。

○阿部竹松君 「届け出なければならぬ」ということは、あなたのほうで承知しているはずなんです。その会社が、そういう経過を経てあなたのほうで認可をするということになつておられるわけですか。あなたのほうは、それは公正取引委員会のほうだから、私のほうは何にも知りませんという筋合いのものではないかと思ひますが、これはいかがですか、関係ございせんか。

○政府委員(川出千速君) 石油精製業を所管しているわけでございますから、関係ないというところは申し上げられないと思ひますが、法的裏づけによつて、その届け出を処置するということ、そういうことになつていないわけでございます。まして、事実上、聞いて見た場合に好意的に教えてくれればわかるという程度の問題でございます。行政的にその内容を知ろうということではないわけでございます。

○阿部竹松君 石油の自由化を十月からやるといふことになりましたと、ソ連あたりは、いろいろな条件があつたようですが、アメリカから買おうと、中近東から持つてこようが、あるいは東南アジアから持つてこようが、ソ連から買おうが自由ですか、真の意味の自由になりますか。私はソ連から買いたいの、ドルを割り当ててくれぬか、ああよろしゅうございませうということになりますか、この貿易の自由化に伴つて……

○政府委員(川出千速君) 現在外貨の割当制度——御承知のとおり外貨割当制度をやつておられます。しかし現在でも、どこの国からどれだけ買つていらないかという意味で外貨割当をやつておられるわけでございます。外貨の割当をやつた範圍では、どこの国からでも買つてよろしいという方式をとつております。グローバル予算と申しております。それは自由化になりました場合、十月から原油の自由化をやるといふ一応の方針になつておられますが、そういうことではございません。現在でも自由化後でも、その意味では、そう大差はないのではないかと申すに、考えられるわけでございます。現在でも、どこの国から買つてもいいわけでございます。その場合に、これも御承知のとおりでございますが、外資の提

携をしていられる会社は、これは全部ではないと思ひますけれども、大部分の外資の提携をしていられる、いわゆる外国資本の会社は、全量に近いものを特定の提携先から購入するということになつておられます。現在もそうなつております。自由化後でも、そういうことではないだろうかと申すに、推測をいたす次第でございます。

それから先ほど申し上げましたいわゆる民族系——外国資本の入つていない精製会社でございます。この精製会社も、これは商売の問題でございます。原油は必ずこれは買わなければならぬ。長期的に安定して買ひはるが便利の場合が多ございませう。そのかわりに外国から金を借りる、ちやうどデブ・アンド・テイクのような格好になるわけでございますが、そういう長期購入契約をしておられる会社は、現在でも外貨割当の範圍内、特定のところで買つていられる会社もあるわけでございます。その点は、自由化前でありまして、自由化後でありまして、今のところ、そう大きな違いはないのではなからうかと申すに、考へております。

○阿部竹松君 現在でも、いずこの国から買おうと自由であり、将来も自由である。ただ現在は、ある規定された額のワケがある、こういうことですね。

そうしますと、今度は極端な例になります。私が通産省にドルの申請をしますと、幾らでも割り当てられる、そのドルをもつて十ドルでも二十万ドルでも油を買おう、よろしうと、こういうことになります。これはあまり端な例ですが、お前はソ連から買

うからいかぬとか、あるいはどうとか、一切のひもがつかぬ真の名実とも自由化だ、こういうことになりますか。

○政府委員(川出千速君) 原油の購入は、これはコモディティ・ベースの問題でございます。政府はなるべくそういうことに干渉しないほうがよろしいと思つております。

○阿部竹松君 関与、——関与でなく、貿易の自由化というものは、どういふものかということをお尋ねしているのですから、ベースが安かつたり高かつたりするのは、わが国は、いつも池田さんの言つたとおり自由な立場に立つての経済で、資本主義国家ですから、損しやうがしまいが、それは個人々々が責任と負担を負へばいいことで、端的に、ただドルの割り当てについて、端的な表現ですが、私がもし申請して、何万ドルでも何十万ドルでも、どこから持つてこようか、それは御自由です。それと、ドルの割当が当たるわけですね。特定の会社へ、君のところはよろしい、君のところはいかぬというわけに参りませぬ。

○政府委員(川出千速君) 自由化後の話かと思ひますが、自由化後は、石油の輸入につきましても自由化をとおしておりますが、石油製品については、自分の間自由化をしない方針でございます。したがつて自由化されるのは原油であるわけですね。届出をした人は、原油を輸入することは、これは自由になるわけでございます。割当を受ける必要はないわけでございます。ただ、原油は精製をしなければ製品には

ならないわけでございます。何人が幾らでも原油を入れても、これは設備にかけて石油のいろいろな製品にしないと、商品とはならないわけでございます。したがつて、石油設備を持つておられるものが輸入するわけでございます。石油業法案の中では、石油の精製業を営むこと、それから営むものが設備を増設する場合に、政府の許可を受けなければならぬということ、事業許可と設備許可制をとつておられますので、そこで大きく制約を受けることになると思ひます。

○阿部竹松君 そうすると、これまで完全な自由ではないということですが、この十月に自由化をやつた結果、どういふ産業が利益を得て、どういふ産業が自由化によつて打撃をこうむるかというところがあつたならば、例をあげてひとつお話をいたしたいと思ひます。

○政府委員(川出千速君) 御承知のように、最近原油は世界的に供給過剰にございませう。それから国内の精製業は非常に過剰競争をいたしておられます。自由化になりますと世界的な原油の供給過剰と石油精製業の性格である非常な過剰競争をしておられることが結合いたしまして、これは非常に過剰の競争が行なわれ、精製業の健全な安定的な発展に障害が将来起きるかと申す。過度の競争が行なわれ、これは力の強いものが市場を支配するおそれもございます。そうなりますと、これは関連産業なり、あるいはひいては消費者のためにもならないわけでございます。それから石油以外、エネルギーと申しますか、たとえば

石炭もその一つであろうかと思ひます
が、国産の原油であるとか、あるいは
海外の開採の原油の円滑なる消化の問
題につきましても、何らの法的措置な
くして自由化にいたしますと、相当の
影響があるのじゃないかと考えており
ます。

○阿部竹松君 そうしますと、話が裏
を返すことになりませんが、そこまでき
めつけていかどうか別として、一つ
のカルテルの法案、共同行為の法案と
いうことになって、独禁法に反するとい
うことはございせんか、この法律
は。

○政府委員(川出千速君) この法律の
基本は、まず五カ年の供給計画を立て
まして、これを法運用の柱にいたして
おります。この供給計画は、最も実際に
近いように絶えず修正もし、毎年作る
わけでございます。それに基づきまし
て事業許可と設備の許可制をとつてい
るわけでございます。それから各事業
許可を受けた精製会社から、毎年
製品の生産計画を、これは届出でござ
います。供給計画と生産計画の集合とを比
較することになります。場合により
まして、需給に非常に混乱が生じて精
製業のみならず、いろいろな関連産業
といふものに悪影響がある場合には、
生産計画の変更の勧告をすることがで
きるということになっております。こ
れは政府の行政的な勧告でございます
。もちろん拘束力もないわけござ
います。そこに共同行為があるわけ
でもございせん。これは政府から業界
に対する勧告でございます。それに従
わなければならぬ義務もないわけ
でございます。独禁法の問題とは、

法の対象が異なるのではないかと
いうに解釈いたしております。

○阿部竹松君 ただいまの答弁のよう
ですから、独禁法違反だとはきめつけ
ないけれども、やる行為が独禁法違反
と疑われるようなことになりませんか
というところをお尋ねしたのです。お尋
ねというよりも、法案の趣旨からし
て、そういう点までやらなければ、この
法律は仏作って魂入れずになるのです
から、勧告であるから守つても守らな
くてもいい、まあその点は局長のおっ
しゃるとおりだと思ひます。しかし、
やつて現われてくるものが、やや独禁
法違反らしいものになってきません
か、したがって、そのすれすれのと
ころまでいかなければ、この法律は効
力を發揮し得ないのじゃないかとい
う心配があるのです。

○政府委員(川出千速君) この点は今
後の法の運用に待つて、よく実情を検
討した上で考えなければならぬ残さ
れた問題だと思つております。
〔理事 齋木亨弘君退席、委員長着
席〕

○阿部竹松君 明日も委員会があるよ
うでございます。約束の時間が参り
しましたので、私ここで質問を本日は終
わります。先般、有沢広巳さんを団
長とするヨーロッパに石油事情を調査
に参られた結論が出ておられると思ひ
ますが、お聞きになってなければお答え
なうておけりうでございます。もしこの調
査団の結論をお聞きになっておいた場
合は、ヨーロッパの事情、あるいはアメ
リカ等において、重油から原油から、そ
の他のいろいろな油に対する諸政策を
とつておるやに私承ります。この点を
最後にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(川出千速君) 欧州調査団
の報告最終的な取りまとめは、まだで
きておりませんが、中間的な報告が、
簡単なものでございまして、報告され
ております。その中に、ヨーロッパの各
国でとつておる石油に関する政策が、
骨子が述べられておりますので、その
要点を述べさせていただきます。

まず、イギリスでございますが、イ
ギリスには石油業法も、その他の法的
な措置もございせん。しかしイギリ
スは三つの大きな石油会社によつて成
り立っております。その一つは、政府の
資本が半分以上入つておる国策会社
でございます。もう一つは、これは有
名なシェルでございます。あとエッソ
でございます。したがって、実態面
では政府と一体的な運用をはかる素地が
できておるわけでございます。必ずし
も法的措置が必要なるような条件にな
つていないわけでございます。それがイ
ギリスでございます。

それから西ドイツでございますが、
これは最も自由な形をとつておりまし
て、国内において石油業法の法的措置
がございせん。それから国策会社
もないように聞いております。ただ国
産原油の占める割合が相当のもので
ございまして、石油について非常な高
関税を課しております。これは日本の
関税の十倍以上だと聞いております。
それからフランス、イタリアでござ
います。これはきわめて統制色の強い
石油政策をとつております。フラン
スは一九二八年にすでに石油業法を作
りまして、それ以来石油業法の運用で
石油行政をやつております。これは、
思想としては、本来石油の輸入その他
の権能は国にあるのだというような哲

学からスタートいたしました。本来国
にある仕事を民間に委託しておるのだ
というふうな法の精神でございます。
事業許可、設備許可あるいは石油の値
段の法定、公定価格、最高価格をきめ
るというふうな非常に統制色の強い石
油業法を今もって運用をいたしてあり
ます。石油業法だけではなくて、その
ほかに政府の直接の機関が、国内の石
油資源の調査をする、あるいは国策会
社を、それも一つではなくて複数持
つておまして、国内のみならず海外で
開発をするというふうな両方、国家機
関並びに国家が資本を出しておる国策
会社等によつて石油の政策を遂行して
おるのがフランスでございます。し
てヨーロッパの中では一番統制色が強い
という報告を聞いております。

それからイタリアでございますが、
イタリアは一九三三年に、これも石油
業法を作りまして現在に及んでおりま
す。この石油業法も、表面は相当な統
制色の強いものでございまして、調査
団の報告によりますと、運用面におい
ては、徐々に緩和をされておしまし
て、最近では非常にゆるやかな運用を
しておるという報告でございます。その
反面、エニールという有名な石油の国策
会社がありまして、これは非常に強力
なむしろコンツェルンに近い会社で
ございまして、天然ガスについては掘探の
独占的な権限を付与されております。
石油の精製、販売あるいは石油化学、
原子力までやつておるわけございま
す。またエニールの子会社は海外に進出
いたしまして、海外で石油の掘さくを
やつておるというふうな非常に巨大な
会社がございまして、またソ連の石油に
ついては、エニールがほとんど独占的に

非常に安い値段で輸入をして、こ
れをまた、競争する場合の有力な財源
にしているということも報告がござ
いました。

ヨーロッパ調査団はヨーロッパだけ
でございましたので、その四カ国を
回つてきたわけでございますが、アメ
リカは調査団は行つたわけではござ
いせんけれども、一九五九年以降石油
の輸入について許可制を採用してあり
ます。これは安全保障と国内資源確保
を理由にしているようでございます。
以上、簡単に御説明した次第で
ございまして。

○岡三郎君 ちょっと一言、石油製品
は自由化しないと言ひましたね。なぜ
石油製品は自由化しないのか。

○政府委員(川出千速君) 戦後各国で
取つております石油政策の一つの原則
は、消費地精製主義でございます。し
て、原油を現地でなくして消費地に持つ
てきて、そこで製品を、種々様々な製品
を需要に見合うように作るという政策
を取つております。わが国も、戦後そ
ういふ措置を取つておるわけござい
ますが、それでも足りない分は輸入に
仰いでいるというのが現状でございま
す。ところが、これを直ちに製品も一
緒に自由化したとしますと、輸入される
製品のほとんど大部分といふものは実
は重油でございまして、消費地精製主
義の立場から悪い影響があると同時
に、関連エネルギーに非常な悪影響を
現状では及ぼすのではないかと、配
慮の下に、石油製品については当分自
由化を見送るということにしているわ
けでございます。

それからもう一つ、石油製品の関税
と原油の関税は、それを相当の格差を

設けているわけでございますけれども、日本の場合、原油の関税を今度基本関税まで戻しまして一キロ当たり五百三十円になったわけでございます。C重油の関税は五百七十円でございます。ほとんど差がないわけでございます。製品の自由化をする場合に、将来は関税の問題も合わせて検討しなければいけないのじゃないかと考えているわけでございます。

○岡三郎君 自由化をするということも、結局、国内の精製の設備のないところは手が出ないということですね。実際問題として精製する機能がないところは、原油持つてきたつて、それを一般商品にするということがむずかしいわけですね。まあ、そうなるという、これは一体精製設備会社のための自由化なのか、だから、もうちょっと総合的に考えれば、今関税を高くするという問題もかね合せていいとしても、実質的に商売、取引が、精製設備を持っていないものは、ほとんど入っていない、こういうことになっているわけなんだが、精製会社のために、そういうふうになっているのか、自由化ということによって国内で自由に製品というものを取り扱うことができないという立場からいっておかしいのじゃないかね、これは。

○政府委員(川出千速君) 現在製品を輸入しているわけでございますが、これは、日本ではできない極く少量の航空用のガソリンでございます。これは将来、日本でもできることになると思っています。それとあとは、大部分は石炭と融合するC重油でございます。若干の事業用のA重油がございますが、これは減税措置を取っているわけござ

いまして、製品の自由化は当分しないと思しきもので、必要なものは、これは現在の関税でむしろ安く入手できる建前を取るつもりでございます。

○岡三郎君 私が言うのは、逆にそういうふうな形の自由化というのは、自由化になるかどうか、阿部君が言った問題に返ってくるけれども、実質的に一般の人が扱えない、精製設備を持っているもの以外に、ちょっとタッチできないようなものが、これは自由化といえるのか。それならば、もっと端的に具体的にもう少し、そういうことは無理なんだ、ただ外から自由化せい、せいというから、九〇%自由化するという建前でやっている。そうして、あげくのはてに、生産設備のあれでチェックしなければならぬとか、何かしら、国際的には自由化されたけれども、国内的には不自由化になってくるのじゃないか、こういう心配があるんだね。こういう点で、もうちょっと自由化というものを、根本的に伸ばすというところの考え方との関連をちょっと聞きたいですね。これは端的にいつて、自由化になっていないのじゃないですか。

○政府委員(川出千速君) 端的にいつて自由化になっていないという御質問でございますが、これは量から申ししますと、原油が圧倒的に多いわけでございます。製品の現在の輸入量といものは、原油の金額、数量に比しまして、一部分を占めておるわけでございます。それから、自由化の問題と国内規制の問題でございますが、各国も国内体制の問題と自由化の問題は、これは分けて考えておるわけでございます。た

とせば、イタリヤは石油業法を、先ほどから申し上げましたように、一九三三年に制定しておるわけでございますけれども、国内体制の固めができておりますから、十四年前に自由化をすでにやっておるわけでありまして、そういうふうな国内体制を固めるから、自由化しても自由化ではないのだということではないというふうに私は申し上げられると思ひます。

○岡三郎君 もうちょっと常識的に考えて、自由化するならば、もう實際だれでも取り扱えるようにしなければいけないのです。ところが、精製機能を持つていないところは、自由化だといつても、実際にそんなものを買つてきたつてシャット・アウトを食つて、お前の石油は精製してやらないぞ、というわけにはできない、実際に。

○政府委員(川出千速君) どうも私の説明がつかないものですか申しわけございませんですけれども、現在は外貨割当でございますから、原油の割当なり、石油製品の輸入についても割当をやっておりますが、その割当をされた範囲内では製品は作れない。いわば割当によつて企業活動を拘束しておるわけでございます。これは原油が自由化されますと、そういう拘束はなくなりまして、設備の範囲内で資金の手当てができれば、これはだれでもがというわけではございませんですけれども、石油精製業を営んでおる事業者は、これは製品を販売できる限り輸入をして製品を作つてもいいわけでありまして、したがつて自由化になれば、競争は激化がありまして相当激しいことは予想される、そういう状態……。

○岡三郎君 だから、それをチェック

しようというのでしよう、これで。それで工場の設備拡張をこれでチェックしようというのでしよう。そうすると、どうしてそんなような痛しかゆしの問題で自由化するのかということになるわけですね。もうちょっと外貨の割当で、びしりとやつていったほうがいいんじゃないのかという気がするのです、実際問題として。

○政府委員(川出千速君) これは鉱山局長として答弁するのが適當かどうかというふうに思ひますが、自由化全般の問題でございます。まあ九〇%本年の十月までに自由化をするというのが政府の方針でございますから、そうなりますと、石油は輸入の割合が非常に高くなります。どうしても入るといふことにならざるを得ないと思ひます。

○岡三郎君 それはあなたに聞いてもしょうがない。政務次官、どつかへ行つて、砂糖なんかのほうを、あなたに言つたつてしょうがないが、政務次官どこへ行つてから……。

輸入の自由化をしない……。あれも相当の額で、膨大な数量だと思ひます。そういうふうな点で、まあ国際的な国内的な両面から見て、自由化の品目自体についての検討自体というものは、何か御都合主義的印象を部分的には受けるわけですね。だから、逆にいえば、砂糖を自由化すれば、石油だつて、ある程度自由化しなくてもいいということになるのじゃないか、逆にいうと。これは外貨は石油のほうが多いけれども、これは政務次官いないから鉱山局長に聞いてもあれだけれども、そういうことじゃ無理で、自由化

の態勢が十分でないのに、自由化を十月までにせよ、こういうわかれて建前から、こういうチェックするような法案の規制をしなければならぬと思ふのだけれども、全般的にいつて、どこから自由化しなければならぬかという問題がまだ私は、ここに横たわつていない、具体的な国民生活の上からいつても、もっと先にしなければならぬというものがあつたんじゃないかと思ふのだが、ずいぶん苦勞して法案を提出されておると思うのだが、(鉱山局長に言つたつて仕方がない)と呼ぶ者あり)以上で、さらにこの話は續けて次に聞きますがね。じゃ、やめましょう。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は、この程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十五分散会

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

四月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、不当景品類及び不当表示防止法案(予備審査のための付託は三月二十九日)

四月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業基本法制定促進に關す

る請願(第二八四五号)(第二九六
一)(第二九六六号)

一、石油業法案反対に関する請願
(第二八四六号)

一、公共料金等引下げに関する請願
(第二九四五号)

一、石炭政策転換促進に関する請願
(第二九六二号)

一、物価値上げ反対等に関する請願
(第三〇一七号)

第二八四五号 昭和三十七年四月六
日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市昭和通三
ノ九六尼崎商工会議所
内(尼崎商店連盟内)
日本中小企業政治連盟
尼崎支部内 池田清一
紹介議員 中野 文門君

池田内閣によつて貿易為替の自由化が
拡大され、経済成長政策が進むにつれ
て、中小企業は、金融の困難及び労働
力の不足に直面し、大企業との格差を
是正するどころか相対的には、むしろ
大幅に低下するおそれにとさらされて
いる。また政府の中小企業対策が、その
時々の思いつきのまま実施されている
ため、総体としての一貫性を欠き、互
に交錯し、中小企業独自の機能を十分
に発揮し得ない実情であるから、この
際、中小企業者に目標を与え、政府の
中小企業対策が完全に効果をあげるた
め、今国会で中小企業基本法を制定せ
られたい。なお、本法については、中
小企業政策の憲法的存在となし、その
基本方針にもとづき、(一)中小企業の
合理的な自立と発展をはかるため、開
発計画をたて、生産分野を調整し、規

模を適正化し、流通機構を合理化し、
市場の開拓拡大を助け、資金の供給を
円滑にし、企業活動の強化すること
と、(二)中小企業の近代化と生産性の
向上のために、設備の更新、近代化資
金の確保、技能訓練、労働関係の改善
等科学的経営を推進し、税負担の合理
化をはかること、(三)中小企業の公正
で協同的な経済関係を確保するため
に、公正な取引や競争を規制し、健
全な企業の共同化及び集団化を助け、
下請関係、企業系列関係を正常化する
こと等の施策を総合的に講ずるものと
せられたいとの請願。

第二九六一号 昭和三十七年四月十
日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願
請願者 和歌山県新宮市駅前中
政連新宮支部内 亀井
森彦

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同
じである。

第二九六六号 昭和三十七年四月十
日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願
請願者 徳島市南新地八〇日本
中小企業政治連盟徳島
支部内 志摩誠一外二
名

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二八四五号と同
じである。

第二八四六号 昭和三十七年四月六
日受理

石油業法案反対に関する請願(三通)
請願者 愛知県西春日井郡新川

町須ケロ一、六〇〇全
国機械金属豊和支部内
石垣卯一外二名

紹介議員 近藤 信一君 成瀬
橋治君

今国会において政府提出の石油業法案
が審議されているが、過去において官
僚統制のもとに小売店がいかに苦し
まされてきたかは今さらいうまでもな
く、現在国民生活のエネルギー源の大
半を石油製品によつてまかなつてい
る現況は周知のことである。このよう
に国民生活にとつてかかすことのでき
ない必需品を石油業法の名のもとに官
僚統制を復活させ国民生活に多大の悪
影響を与える本法案には絶対反対であ
るから、これを廃案とせられたいとの請
願。

第二九四五号 昭和三十七年四月十
日受理

公共料金等引下げに関する請願
請願者 秋田県本荘万願寺 伊
藤与四外三百四十三
名

紹介議員 鈴木 壽君
物価の値上がりブームは、国鉄運賃の
値上げをはじめとする「公共料金の値
上げ」が原因であり、国民へのサビス
を忘れてはならない公共事業が先頭き
つて値上げムードをかきたてたのであ
る。しかるに、最近のこれらの公共事
業は、国鉄で年間三百億、電々公社
で千六百億、専売公社で二千五百七
億、という、ばく大な赤字が見込まれ
ており、もうけるための値上げは、筋
が通らないばかりか、それがまた諸物
価をつりあげているから、政府は、す
みやかに、公共料金をはじめ諸物価の

値上りをおさえ、むしろこれを引き
下げる政策を講ぜられたいとの請願。

第二九六二号 昭和三十七年四月十
日受理

石炭政策転換促進に関する請願
請願者 熊本県荒尾市議会事務
局内 田添国男

紹介議員 森中 守義君

石炭政策の合理化が石炭産業の体質改
善あるいは近代化の名目でおこなわれ
ているが、それは、決して石炭産業を
進歩的な方向に再編成しているもので
ないから、特に熊本県荒尾市の石炭政
策については、(一)石炭を正しく評価
し、総合エネルギー政策を樹立すると
共に、国内エネルギー源としての石炭
産業を明確に位置づけること、(二)合
理化の前提として、炭鉱労働者の経済
的、社会的地位向上のための雇用の安
定と賃上げ禁止と最低保障賃金制度を
確立すること、(三)保安施設を拡充す
ること、(四)石炭需要の安定と産炭地
域の振興のために、当市に発電所を建
設し、産炭の導入を早急に推進するこ
と、(五)石炭の販売機構を一元化し、
カロリイ売炭に移行するなど抜本的施
策を確立すること、(六)重油、外国炭
等と競合を緩和するため流通費用の軽
減、輸入関税の引き上げ、重油消費税の
新設を強化すること、(七)石炭産業に
対する資金融資と金利負担の免除、軽
減等の措置を強化すること、(八)転
失業者対策として、移住資金、住宅確
保、訓練手当の新設、年金制度の拡充、
退職手当の引上げ、失業保険給付額の
引上げ及び延長、緊急就労事業の適正
化並びに生活保護の充実を図ること、

(九)産炭地域の経済と自治体の財政を
維持するために、現行交付税法上の不
備を補い、特別の財政措置を講ずるこ
と、(十)当市を産炭地域の指定とし、
産炭地事業団を設置し、臨海工業地帯
の早期造成をはかること、(十一)緊急
就労事業の地域賃金較差を早急に是正
すること、(十二)荒尾職業訓練所の内
容の拡大充実を図ること、(十三)年長
離職者の就職あつせん強化を図ること
と等政策の転換実現を期せられたいと
の請願。

第三〇一七号 昭和三十七年四月十
日受理

物価値上げ反対等に関する請願
請願者 香川県中多度郡多度津
町西浜 川崎清男外三
千七百四十名

紹介議員 阿具根 登君
池田首相は「経済のことは私に任せな
さい。必ず所得を増加させます。私は
うそを申しません」といつたが、現在
生活は所得倍増どころか、公共料金、
食品等の激しい値上がりで物価倍増に
打ちひしがれているから、(一)政府の
高物価政策をやめること、(二)公共料
金、管理価格等独占的に価格をつり上
げる政策を中止すること、このため、
各種の法的措置を明らかにすること、
(三)生産流通機構を抜本的に整備し生
産性の向上に即して物価を引き下げ、
所得を引き上げること、(四)間接税
(特に物品税、消費税)を引き下げ、末
端小売価格に明確に反映させること、
(五)公正取引委員会の物価に対する権
限を現行法上に強化すること等の施策
を強力に推進せられたいとの請願。

昭和三十七年五月一日印刷

昭和三十七年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局